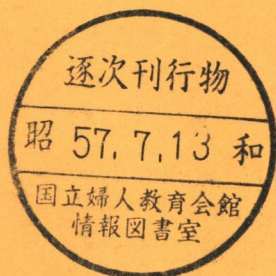


女性史研究

特集・高群逸枝を撮取する



第2集

編集・家族史研究会

も く じ

……………特集・高群逸枝を撮取する……………

風成の女たち	古庄ゆき子…	1
『今昔物語集』における婚姻関係 —— 高群逸枝氏の婿入婚をめぐって ——	緒方 和子…	2
寄 合 婚	中山 そみ…	17
高群逸枝についての聞書	光永 洋子…	25
母 権 と 母 系 —— 高群逸枝氏の「母系」によせて ——	犬童 美子…	26
孀 争 ひ	下田ユキエ…	37
母 ち ち (そ の 2)	ブリフオー 石原通子訳…	38
婚 姻	リヴァース… 卯野木盈二訳	69

風成かざなしの女たち

古庄 ゆき子

臼杵湾（大分県臼杵市）の湾曲に開けた風成部落の背後は、わずかの畑と山である。

この山の櫟の買い付けにきた山師が「風成のおなごはみんな養子取りか」ときいた話を女たちは一つばなしにして笑う。夫が家にいるのに、妻たちが山の検分・売買契約までするので、山師はこの女たちをてつきり家つき娘だとにらんだわけだ。

風成の男たちは何も養子風に小さくなっていくわけではない。それどころか突ん棒船に乗って東シナ海、三陸沖、小笠原列島までも出かけるここの男たちは、きつぶがよく、世間師であり、議論好きで、納得がいかねば船主であろうと長老であろうと屈しないという人々なのである。戦後いち早く海員組合をつくった男たちでもある。だが夏冬期八カ月の間遠洋に出かける男たちは陸の生活に疎いのだ。家にいる漁閑期でもそれにかかわるのは面倒でもある。そこで櫟の売買も「かあちゃんお前やれ」ということになるらしい。いきおい彼女たちは陸の生活万般に通じていく。それは一家の仕事から部落全体の仕事に及ばずにはいかない。例えば彼女たちによる自警消防隊だ。それが「後家のがんばり」的でも、「女ながら」の悲壮感もなく、しなやかで、がっちりした働きをしているのである。

この彼女たちが、長く、激しいたたかひの末、公害工場の進出をくいとめた「風成闘争」の牽引力であり立役者であった。はじめからそうなるつもりでやったのではない。彼女たちの生活実態が導いていったのである。その中で権力とか資本のむき出しの姿をまざまざと見、知った。それとたたかうことのきびしさと、それに堪えて勝抜いたよろこびの大きさをも知った。

風成の女たちは今でもたたかひの日々を細部にいたるまで脳裡に刻みこんでいる。機会があれば今語部となつてイメージに富んだことばでそれを再現する。一人の記憶に間違いがあれば他が訂正する。やがてたたかひの叙事詩は彼女たちの中に豊かにかたちづくられていくだろう。そしてそれをきく人々に勇氣とはげましを与えてくれるだろう。

『今昔物語』における婚姻関係

—— 高群逸枝氏の婿入婚をめぐつて ——

緒 方 和 子

(1)

「今は昔」という言葉にはじまり、「なむ語り伝えたるとや」という特徴のある結びで終る『今昔物語集』には、日本の古い伝統や巷談義も数多い。やがて二一世紀を迎えようとしているとき、千年も前の物語りの中に、人の心のあり方は、どんなに生活状態が変化しても、変わらないものがあると思わせるものもある。また仏教の布教による僧侶と庶民とのかかわり合など、仏教や僧侶に

関係のある宗教的なこの説話文学は、平安時代からやがて鎌倉時代へと移り変る過渡期のものであり、多くのさまざまな資料を抱括しているのである。このすばらしい物語集に注目した高群逸枝氏はそこから婚姻のあり方を抽出している。すなわち『今昔物語集』本朝の部にみられる、六九一話から二八七の婚姻世帯を取上げ、左の項目について統計を取り、つぎの二つの表にまとめているのである。

- (一) 「婚姻開始のありかた」六一例（第1表をみよ）。
- (二) 「婚姻世帯のありかた」二八七例（第2表をみよ）。

第 1 表 婚姻開始のあり方

		高群※	緒 方		
			平 安 期		平安期 以 前
			確 実	不 確 実	
親 に よ る	親の家で親による	1 9	1 1	5	3
	親の家で親のさしずで	2	2		
	親の家で忍びから承認	3	2		1
	親の家で親によると推定	3	3		
	親の家で親代りによる (1例は親の主家と推定)	3	2	1	
小 計		3 0	2 0	6	4
相 互 に よ る	女居で	1 9	1 9		1
	出合い	3	3		
	男居で $\left\{ \begin{array}{l} \text{強奪式} \quad 5 \\ \text{おしかけ式} \quad 2 \\ \text{つれこみ} \quad 1 \end{array} \right\}$	8	6	1	1
	兄妹不自然婚	1	1		
小 計		3 1	2 9	1	2
合 計		6 1	4 9	7	6

備考 ※は『日本婚姻史』106ページ。あるいはまた高群逸枝全集第6巻86ページによる。

第 2 表 婚姻世帯のあり方

		高 群 ※		緒 方		
			計	平安時代	平安期以前	計
複 式	女系型	34 { 通い…13 住み…21 }		27 { 通い… 7 住み…20 }	4 { 通い…2 住み…2 }	
	男系型	6	41	6		39
	不明	1		2		
単 式	女居で	44 { 通い…19 住み…25 }		38 { 通い…16 住み…22 }	4 { 通い…2 住み…2 }	
	男居で	42	212	44	5	207
	不明	126		109	7	
破 片	母と子	18		15	3	
	父と子	1	21		1	21
	その他	2		2		
雑		13	13	13		13
合 計			287			280

備考 ※は『日本婚姻史』108ページ。あるいはまた高群逸枝全集第6巻89ページによる。

(一) 「婚姻開始のありかた」のうちわけは、正式に親によつて親の家で開始されたものが三〇例。親がいないが、いてもなんらかの関係で、男女相互によつて開始されたものが三一例である。この分類の中で「親による」婚姻開始はすべて妻方の親による婿取式で、夫方の親による嫁取式は、一例もないと云い切っている。

次の(二)「婚姻世帯のありかた」については、複式世帯単式世帯、破片、雑の四つの項目に、二七八例を分類している。このような調査にもとづいて、高群氏はその著書『日本婚姻史』のなかで次のように述べている。

「婿取段階の庶民の実態を統計的に把握したいからであつた。その結果は満足すべきもので、結論からさきというとはほとんど完全に、婿取原理に支配された当時の庶民社会を知ることができたのである」(一〇五ページ)。

これによつて高群氏は、平安中期の庶民のあいだでの婚姻を妻方の親による婿取式である婿取婚とする。そしてこの婿取婚を基準として、みずからの日本婚姻史体系をうちたてたようであつた。即ち平安中期のものを純婿取婚として、飛鳥・奈良・平安初期時代を「前婿取婚」とし、室町・安土・桃山・江戸時代を嫁取婚とする。し

たがつてまた平安から鎌倉南北までと、飛鳥・奈良・平安初期の「前婿取婚」とをふくめて、「婿取婚(住み)」とするのにたいして、大和(古墳)時代を「妻問婚(通い)」として、「通い」から「住み」にうつるとみるのである。

ようするに、高群氏はその独自に分類した二つの統計表から、婿取婚をひきだしたのであるが、この二つの統計表をつくるための『今昔物語集』についての調査内容や、その基準については伺い知ることもしできない。それで私は、その内容をあきらかにしたいと考えて、『今昔物語集』本朝の部の婚姻に関する部分を詳細に調べることにした。この婚姻に関する私の調査について述べると次の通りである。資料は、「日本古典文学大系」のなかの『今昔物語集』(本朝の部)に含まれる六九二話の中から、高群氏の項目にあわせて分類した。

次に内容については、文章の解釈はそれぞれの見方、考え方、感じ方によるので、東洋文庫のなかの『今昔物語集』六巻を参考にして、片寄のない資料とするように配慮した。

たとえば、つぎの例をしめしたい。

〔卷十六、從鎮西上人、依観音助通賊難持命語第卅〕

「大宰大貳という人がいた。末子に年は若く美男子で思慮分別もあり父母は一諸に九州の任地につれてきていた。当時、大宰小卿として筑前の守〇〇という人がいたが、その人にも一人の娘があった。容姿端正、心やさしく彼女も父母にかわいがられていたので〇〇国にきていた。〔大貳が「我が男の子に少卿の娘を合せよ」と切に云にければ、守、大卿の云ふ事にそむきがたく依て、吉日を以て合せけり〕その後、夫妻としての契りも深く、男の方には前から仕官の望みがあった。〔相具して上らむ〕といえは、妻もすぐに承知して一諸に京へ上ることになった。〕

この物語のうちの「〇〇」内は「古典文学大系」のなかの『今昔物語集』三、四六三ページによる。

婚姻のあり方は「親の家で親による」としたが、世帯のありかたでは、官職につくために上京して行ったので、男居とした。

次に婚姻例の中で、一つの物語に同一人物が二度婚姻したのは、二例として取上げた。

〔卷十六、貧女、仕清水観音得助語第卅三〕

「貧しくて、どうしても暮しが立たないので、永年清水に参詣していたが、あるとき少しばかりの御利益を蒙らせて下さいと申し上げて、うつぶして寝入ってしまった。夢で、『ここから帰る途中、もの言いかけてくる男があるはずだ。その男のいうことに従うがよい』とお告げがあった。深夜、寺を出ると大門の前で一人の男に出合い、男は女を八坂寺内の塔の内にひき入れて二人は臥した。『男はこうなった以上、ずつと妻としてここに居ておくれ』といって、綾十疋、絹十疋、綿などとり出して女に与えた。』

この前半の物語では、(1)婚姻のあり方〓相互による〓男居〓つれ込み(2)世帯のあり方では世帯はない。

この物語の後半はつぎのとおりである。

「夜があけて男は、用足しに行くと出ていった。あたりを見廻すと、財物が山ほどあり盗人で居どころがなく塔にひそんでいるのだとわかった。恐ろしくなつてもらった綾、絹などを懐にねじ込んで、一目散に逃げ出した。

知り合いの小屋に入って休んでいると、『盗人を捕えて行く』と云い合っているので、かくれてよく見ると自分と寝た男であった。女はしばらくしてから京に入り、

その後貰ったものを少しは売りなどして、それをもとにして運がついてきて、夫を迎え無事添い遂げて暮らした。」
 ここではつぎのようである。

- (1) 婚姻のあり方Ⅱ相互によるⅡ女居
 (2) 世帯のあり方Ⅱ単式Ⅱ女居Ⅱ住み

このようにできるかぎり確実性をもとめたが、見方によつては他の項目に扱えるのではないかと思われるものは、不確定として取扱うことにした。

ようするにここで私は、高群氏の努力を高く評価し、その研究の成果をいわば追試しようとするのである。

(2)

洞富雄氏は昭和四一年刊行の著書『庶民家族の歴史像』(校倉書房)の中で、高群氏の『今昔物語集』調査表を洞氏自身が改編した表(第3表)をしめして、高群氏に反論している。これをまとめると次の通りである。

第3表 洞富雄氏による改編の婚姻世帯のあり方

	婦家同居	訪 婚	夫家同居	不 明
二代以上の複式世帯	2 1	1 3	6	1
単式世帯	2 5	1 9	4 2	1 2 6
合 計※	4 6	3 2	4 8	1 2 7

備考 ※ この欄は緒方による。

(一) 婚姻世帯のありかたについて

(一A) 妻方における夫婦同居は母処婚であるが、その妻方居住が生涯的のものであるか、一時的のものであるかが問題である。一時的で、ある時期をすぎた後は、妻方における夫婦同居に移るものであれば、それは母処
Ⅱ父処婚もしくは労役婚ともよばれる婚姻形態で、生涯的な妻方同居制から夫方同居制へ展開する際の、過渡的婚制であるとみなされている。高群氏が示された妻方夫婦同居婚四六例は、はたして生涯的なものかどうか、将来のことは疑つてみる必要がある。

(一B) 訪婚の場合も、それが生涯的のものでなく、ある期間、妻問した後に父処婚に移る方式がある。いわゆる婿入本位婚とよばれるものである。したがつて、三二の訪婚例も、将来において父処婚に移行する場合があります。訪婚を妻方夫婦同居と一括して「女系型」とするのは一考を要する。

(一C) 第3表の通り、妻方同居四六例、訪婚三二例、夫方同居四八例のこの対比は、高群氏の婚姻史の構想にいう純婿取婚期の様相とはやや異なつたものかのようである。そこには、訪婚の存在はともかく、高群氏によれ

ば、ずっと後期に発生したはずの夫方同居が、妻方同居とはほぼ同程度にみられるのである。

(二) 婚姻開始の例について

(二A) 親によるもの三〇例は、すべて妻方で婚姻が開始されている。妻方で婚姻開始とは当然、妻方で婚姻が開始されたわけであるが、前者の四六例、後者の三二例と妻方で婚姻が開始された三〇例とは、どういう重なりぐあいになるのか、はなはだ興味をそそられるが、この点について高群氏はなんらふれられていない。

(二B) 妻方で婚姻が開始されるということだけでは、招婿婚の残存であるとは云いえても、訪婚同様、かならずしもこれを純婿取婚とはいえないであろう。妻方で婿入式をあげ、ある期間、妻問いをした後に妻を夫方に引きとるのが、民俗学的にあとづけしうるもつとも古い形式の婚制であるとされている。妻方で婚姻が開始されても、その後における婚舎の所在は、右のような場合もあれば、またただちに夫方に移される場合もある。たとえば妻方に同居つづけても、その後、父処婚に転化する場合もありうる。

高群氏の調査数字にたいする洞氏の疑問は以上のよう

である。それで、まず高群氏の調査数字を検討し、第1表と第2表にみられるように、私による統計数字を作成したのである。

(3)

第1表と第2表における私の調査では、平安期の説話と、それ以前の説話に分類した。平安期以前の数は少いのでこれによる判断はむづかしいと思われるが、婚姻開始のあり方(第1表)では「親の家で親による」が、四件あり、婿取婚が古い時代ほど多いと云えるかと思われる。この項目で不確実の数が5件もあるのは確実性を尊重したためであり追試のむづかしさをしめしている。

この婚姻開始の例についても説話がフィクションであり婚所については、はつきりしていても夫妻の婚姻後の生活の場の移動については調べようもないのである。婚姻後に夫方に迎えられて、移り住むこともあると考えられるし、とくに訪婚に対して一括して、女系型とする高群氏の考えに洞氏が疑問を持たれたのは当然のことである。生活の場の変化について次のような例がある。

〔卷三十一、湛慶阿闍梨、還俗為高向公輔語第三〕

「真言の極意をきわめ、内外典にも通じた湛慶阿闍梨

は、思慮分別も備えていた。忠仁公(藤原良房)が病氣になつて、祈禱のため召されて滞在しているうちに、どうしたことか若い女が湛慶の前に現われたとき、忽然と愛慾の心が湧き、女をひそかに口説いて行末を契つてしまった。湛慶はずつと以前に、不動尊にお仕えしていたとき『お前は□国の□郡に住む□』という者の娘の色香に迷い夫婦として暮らすことになろう』というお告げがあった。直ちに一人で□国の□郡に出かけて、そのお告げの一〇才ばかりになる少女の首をかき切り、知らぬ顔をして京へ帰つた。不動尊が示して下さつた女は殺してしまつたと思ひながら、女によく聞いてみると首に傷があり、少女の頃、首をきつた女であつた。深い因縁に心うたれ、このことを女にかたると女も胸をうたれ、二人は永く夫婦として暮らすことになつた。忠仁公は、湛慶法師は乱行の身となり僧侶としては許されないが、内典・外典にも精通しているので、見捨てるわけにもいかぬ還俗して、朝廷に仕えるように裁決された。彼は名を公輔と改め、もとの姓の高向を名のつた。さつそく五位に叙せられ、朝廷に仕えることになつた。もともとすぐれた才能の人だったのでついに讃岐守に任ぜられて、家もますます豊かに富みさかえた。」

婚姻のあり方については、相互によるⅡ女居であり訪婚であるが、世帯については最終的には夫方居住であり、単式の男居である。また先に述べた〔巻十六、從鎮西上人、依観音助遁賊難持命語第廿〕も同じく、婚姻は女居でも、世帯は男居である。さらに面白いのはこの婚姻の説話は奈良時代のもので、男の方の父親が息子の嫁には非下さいと、嫁になるその父親にたのんで成立したものである。これは夫の親による嫁選びでもある。このことは、中山太郎著『日本婚姻史』（春陽堂出版）に、「我國の婚姻は招婿婚を原則としていただけに、平安時代になってもなおその遺風を存していて、儀式は主に婿取式（実際には嫁入りの婚姻も相当に行われていたが、それに就いては次項に述べる）を擧げていたのである」（六五三ページ）と述べている。さらに「嫁入式の婚姻漸く上下に普及する」という項目で当時の貴族間に行われた嫁入婚について例を上げて実証している。

婚姻後しばらくは別居をして、夫が妻の方に通うのが普通とされていたこの時代と、次の鎌倉時代までは婿入婚であり、室町時代からは完全に嫁入婚が行われたと、高群氏は云われる。この完全な嫁入婚に至る歴史の流れ

の中で、息子の嫁選びの例は、嫁入婚への糸口のようなものであろうか。古くから伝わる愛情を中心とした婚姻形式をそのまま固執するもの、今も昔も愛情の葛藤に変わりなく、次の説話の例がある。

〔卷三十、会平定文女、出家語第二〕

「通称平中といった。この人が後の宮に仕える女房たちが出かけるのを見て、武蔵守の□という人の娘をみそめた。姿形がとりわけすぐれた娘で、身分ある男が幾人となく思いをかけたが、自負心が強く男を寄せつけないでいた。この平中が執拗に思いをかけたので、女もとうとう思いに負けて忍んで逢ってしまった。その翌朝、平中は帰った後で手紙もよこさなかつた。その夜も次の日も音沙汰もなく、召使うものどもが『浮気な方だと評判の方なのに、うかうか肌身をゆるしたりなさつて、せめて手紙でも下されば』などいえば、女はいよいよ恥かしく泣き通していた。こうして五、六日たつたので、とうとう人知れず髪を切つて尼になつてしまった。」

一面放縦と思われる婚姻にも、前の説話のようなことがないようにと、娘のしあわせを願つてか、説話の婚姻開始例の第1表をみるとわかるように、親による婚姻開

始の例も多い。柳田国男氏は、『婿入考』の中で次のように述べている。

「実際に於ては親の愛情は夙に干渉して、かなし子の為に萬全の策を講ずるに怠慢で無かった。放縦を以て目せられる才女文学期の婚姻生活に於てすら、少くとも母の与り知らぬ様な私婚は稀にしか成立しなかつた。單に當時の風儀がまだ公けに男の名を訊くことを許さなかつたのみで、有る限りの支度を整へて、所謂「処頭はし」の夜を待兼ね、聲の鞋を懐に抱きしめて、嬉しさに眠れなかつたという記録さえ存している」（柳田国男集第十卷一九五ページ）

その他にも婿取希望の例としてつぎのものがある。

〔卷三十一、大藏史生宗岡高助、伝娘語第五〕

「親に相当の財力があり二人の娘にかしらずいてかざりたて、身分不相応の婿取をと切に希望しながらも、その望みを達することなく死亡。二人の娘の兄が財産を一人占めにして妹の面倒をみなかつたので、暮しも貧しくなり病になつてもみとるものもなく死亡した。」

このように可愛い娘の行末のしあわせを願つての、親の干渉があつた半面、藤原一門のように勢力拡張の手

段として、婚姻が行われ、宮中に一門の美女を数多く送り込んだのである。いいかえれば、貴族階級では婚所はどこであらうと、娘が政争の道具として使われたのである。このような貴族階級ではないが、次の説話の例もある。

〔卷二十三、尾張国女、取返細覺語第十八〕

「聖武天皇の御代に尾張国の大領である尾張久玖利の妻は、麻を手織にして夫の大領に着せていたが、その手織布が美しく見事なことは他に類を見ないほどであつた。その国の司がその着物を見て取り上げてしまつた。大領の妻がそれを知り、自分で国司の館に出かけて、国司から夫の着物を取り返してきた。大領の両親はこれを見て、国司から息子がどんなに仕返しされるかわからないと思ひ、妻を実家へ帰すようにと云つた。大領は両親の云う通りに、妻を実家へ帰してしまつた。」

この例は、婚姻開始が妻方か、夫方で行われたかはわからないが、婚姻後は夫家同居であつたことは間違いないのである。別な例として夫が相思相愛で永く一諾に縋んでいた妻を去り、新しい妻のもとにゆき、本の妻をかまわなくなる例や新しい妻からまた本の妻にと、帰り

第4表 第1表の事例にもとづく世帯のあり方

(一) 親による婚姻開始の世帯のあり方 ※	複式	女系型	通い… 6 住み… 19	25	備考	
		男系型 不明	0 0			
単式	女居で	通い… 0 住み… 0	3	備考		
	男居で 不明	3 0				
小計			28			
(二) 相互による婚姻開始の世帯のあり方 ※	複式	女系型	通い… 1 住み… 0	4	備考	
		男系型 不明	3 0			
	単式	女居で	通い… 5(3) 住み… 8	23	備考	
		男居で 不明	9 1			
	小計			27		
	合計			55		

(4)

住む説話もあるがこれは夫対妻の問題で、どちらの父母も介入していないのが普通であるが、奈良時代にすでに夫の両親の発言による、妻の離婚が行われていたこともまた事実であろう。

第2表の複式・女系型・住みの二一例と単式・女居・住

第4表を作成した。

さきにしめた第3表にみられる(A)婦家同居四六例は、
みの二五例をくわえたものである。(B)訪婚三二例は第2表の複式・女系型・通いの一三例と単式・女居・通いの一九例をくわえたものである。(C)第1表にみられる高群氏の親による婚姻開始の三〇例は洞氏のいう妻方での婚姻開始の三〇例である。洞氏は(A)と(B)(C)との重なりがわからないと指摘したが、私はこれを明らかにするために、

この第4表の中で相互による婚姻開始の世帯について高群氏は、強奪式・おしかけ式・つれ込みを男居での例外婚として、相互による婚姻開始のありかたでは記入したが、世帯の扱いについては、各項目ごとにはっきりとはふれていないのでわからない。私は男居での強奪式や、つれ込みで天皇や盗人の一夜妻の場合や、女居でも前に述べた〔巻三十、会平定文女、出家語第二〕のように、後朝のわかれののち待ちわびて尼になった、武蔵寺の娘のような場合などは世帯を記入しなかった。

このように生活への発展性のない婚姻については、世帯数の中に入れていないが説話がフィクションのため項目によっては婚姻の場を、世帯とせざるを得ない場合があった。例へば女房への訪婚の場合など。私の調査した説話の六二例については、第1表のように婚姻のあり方と、第4表の世帯のあり方をはっきりさせた。第1表の「親による」項目の中の不確実六例中、五例は世帯のあり方についてはっきりと上げることができる。つぎの例がそれである。

〔巻二十七、人妻、死後、会舊夫語第廿四〕

「永年連れ添った妻がいたが、知り合の守が任国へ下

るのについて行くことになり、この妻を捨て、新しい妻をもうけた。この妻は旅の支度をととのえてくれたので男はこの妻を連れて守の任国へ下った。守の任期終了とともにさっそく上京したが、連れていった妻を実家にやって、もとの妻の家にかけつけた。」

婚姻のあり方Ⅱ新しい妻Ⅱ親の家で親によるⅡ不確実Ⅱとしたが、世帯については、単式Ⅱ男居である。

〔巻二十、耽財、娘為鬼被嗔悔語第卅七〕

「鏡造の姓を持つ大富豪に一人娘がいた。求婚者が多かったが、さまざまな財宝を車三台に積んできた男に、両親は目がくらみ、娘との結婚を許した。吉日を選んで、その男がやってきて男はさっそく寝所に入って娘と通じた。夜半ごろ、娘が声をあげて痛いと三度ばかり叫んだがそのまま両親は寝てしまった。

夜が明けて娘が起きてこないで、部屋に行ってみると、娘の頭と一本の指だけが残っていた。」

これは、婚姻のあり方は「親による親のさしず」で行なわれたのであるが、世帯のあり方については、鬼にくわれたため記入していない。「相互による」項目に於ても第1表では三二例であるが、第4表世帯のあり方では、

二七例となっている。この例として、〔卷二十七 在原業平中将女、被噉鬼語第七〕もまた高貴な方を婿にと、親が大事にしている娘をこっそり盗み出したままではよかつたが、鬼にくわれてしまったのである。

このように世帯については、できるかぎり正確さを求めて、それぞれの類型に選び出したのである。

第2表婚姻世帯のあり方の緒方欄にみられる合計二八〇はこの第4表のさいごの項である合計五五例のほかに、婚姻開始は不明でも世帯のあり方がはっきりしているものを加えた。高群氏も云われる通り、説話のために世帯の「不明」の数が多いのは、やむをえないことである。ただ私の調査によると、単式の男居が、高群氏の調査より数が多い。総数に於ては二八〇例で高群氏と大差がない。

(5)

平安時代は、古い時代のなごりである妻問いは勿論、婿入婚がその大勢を占めていたと、中山太郎氏もいわれている。また柳田氏も『簞入考』の中で、「簞取りに奔走した時代が長く続いていたが、今でも遠近の島々に至

つて教多く、親の許しを得て妻のもとに通っている簞を見る。嫁入式が本式になつている村里でも、一度はこの階段を経てきたと推測しても大過ないと思ふ」と、一般農村の婿入婚の残存から類推している。

親にしてみれば娘ばかりでなく、息子も自分のことでもあることに変わりはなく、妻方同居であつてもその後、父処婚になりうることもあることは、『今昔物語集』の説話の例を上げて述べた通りである。

さて、私は追試として、第1表・第2表・第4表にみられる私の調査数字をつくつたのであるが、第5表は、第1・2・4表（緒方統計）を分析するために抽出したものである。

第5表aによると、「親による」と「相互による」ものが相半ばしていることは、平安初期の婚姻のあり方は婿取りだけでないと云える。男居の親による婚姻は一つもないと高群氏は云われているが、先に上げた事例〔卷十六ノ廿〕のように男親からの嫁選びの事例もある。

第5表bの世帯のありかたでは、妻方居住婚と夫方居住婚がある。とくに双方がここでも相半ばしているのであるが、私の統計では夫方居住婚による世帯がやや多い。

第 5 表 a (第 1 表より作成)

	高 群	緒 方
親 による	3 0	2 4
相 互 による	3 1	3 1

第 5 表 b (第 2 表より作成)

	高 群		緒 方	
単 式	女 居	44	女 居	42
	男 居	42	男 居	49

第 5 表 c (第 4 表より作成)

	緒 方		
親 による	複 式 … 女 居		25
	単 式 … 男 居		3
相 互 による	複 式 … 男 居		3
	単 式 … { 男 居 女 居		9 13

第5表cは、「親による」は複式Ⅱ女居二五例、単式

Ⅱ男居三例であつて、婿取Ⅱ女居事例数が大である。「相互による」ときは、男居と女居の数がだいたい等しい。

これらの数字によつてしめされたことは、平安時代の婚姻のあり方にかんするかぎりでは、洞氏に有利で高群氏に不利のようである。

しかし、平安時代には婿取婚だけではないとすれば、平安時代の婚姻関係を、総体的にみて、どのように理解するかが問題である。これは、たんに平安時代だけにとどまることなく、その前代の奈良時代、その後代の鎌倉時代とにつないで、大きな歴史の流れのなかでの婚姻の移りかわりとして、把握していかねばならないにちがいない。

紹介

『歴史評論』

一九七六年三月号

特集・日本女性史研究のすすめ

〔女性史研究の手引〕

これから女性史の論文を書く人たちのために

これから女性史の論文を書く人たちのために

近代日本婦人運動史研究のために

女性史研究雑感

帯刀貞代自伝

日本古代の婚姻形態について

明治期・新潟の米騒動における女房たち

平民主義の婦人論

評議会婦人部の活動について(上)

△女性史研究会の紹介▽

その他

伊藤 康子

中 嶋 邦

犬 丸 義一

鹿 野 政直

関 口 裕子

阿 部 恒久

永 原 和子

桜 井 絹江

寄合婚

中山そみ

(1)

高群逸枝氏の『日本婚姻史』はつぎのように構成されている。

- (1) 古代・中世・近世の結婚の部分は、昭和十二年刊『母系制の研究』および昭和二十八年刊『招婿婚の研究』を整理し、一部を訂正、補足して書かれたものである。
- (2) それに対して近代の部分は、昭和三十三年に刊行された『女性の歴史』より部分的に抜粋した寄合婚についての記述である。

古代の婿取式段階については、その評価はともあれ、「正倉院籍帳」を調査し、その莫大な資料が軸になつて

いるし、更に庶民の婚姻習俗を『今昔物語集』にさぐつているので、婚姻の歴史としての一応の体裁がととのえられている。それに対して、近代の「寄合婚」についての記述は、実証研究したものでもなく、近代文学に見られる恋愛のあるべき理想像、いゝかえると自由恋愛にもとづく結婚が社会的に可能か否かを基準にして婚姻史における近代を説明しようとしているようである。それではこれらの記述によつて、果して婚姻史としての体系が成立され、この国の婚姻のあゆみが説明がつくであろうかとうたがわれる。そのためにも「寄合婚」の規定や、そこにこめられている「寄合婚観」とでもいふべきものは、一体何であるのかを考えてみなければならぬ。

(2)

『日本婚姻史』の冒頭にのべられている彼女の婚姻史体系では、「寄合婚は、明治維新に萌芽し、昭和憲法後に表面化してくるとすべきであろう。寄合婚とは、近代社会の男女同権的単婚制のことであるが、これは完全に母子が社会から保障される将来をまつてのみ結実するのである」とされている。

そこには明治維新のときにも、昭和憲法のあとにも、「萌芽期」「表面化」としてとらえられていて、結実するのは未来であり、近代に現存している結婚の形態ではないということになる。それは、「寄合婚」という婚姻形態をあげておきながら、「方式、諸問題など、すべてにわたつてわが国ではこの婚姻形態はまだ形をなしていないので中心題目とするには条件が具っていない——前代の延長」「婚姻史として述べる必要がない」「過程としてとらえねばならない」(二四三頁)という本文の記述によつても云えることである。

古代の「婿取婚」、および中世・近世の「嫁取婚」に對置して、近代の婚姻は「寄合婚」と名づけられている

のであり、「寄合」という言葉は、『女性の歴史』(下)の中でも「寄合世帯」「寄合式」などと数ヶ所に使用されていて、これは高群氏による独自の用語規定であるらしい。「婿取り」「嫁取り」という結婚習俗、つまり民俗用語に対して、婿取りを母権、嫁取りを父権と解釈し、近代から未来における望ましいありかたとしての同権を表現すべく、「婿取」でも「嫁取」でもない、婿と嫁との両方から寄合うという意味の「寄合」という奇妙な名称をつけられたものであらうと推測される。それは、また土居光華の『文明論女大学』(一八七三年刊)中の「寄合世帯」についての文章「婚姻をもつて個人間の契約と愛情からなりたつ」(二四四頁)によつて高群氏の発想の所在を伺うことができる。こゝに氏の豊かな創造力と、他説をたくみに撰取する資質を感じるのであるが、もともと婚姻史を学問としてとりあげるときには、創造力や単なる撰取にのみ多くを頼ることはできないはずである。

(3)

次に、「男女が平等な人格と権利をもつて自由結合す

る個人型の一夫一婦婚をいう」(二四三頁)という定義づけについてみれば、これは昭和民法による婚姻そのものであって、それをなぜ、とくに「寄合婚」と名づける必要があるのかと疑問に思うのである。法律や家族学などでは、「一夫一妻婚」の語句が用いられているのであるから「寄合婚」は高群氏の、家族法や結婚制度に対しての否定的意識の表われだと思えることができる。こうした、法律や制度に関する態度については、高群氏の著書の中で一貫したものとしてみ出すことができるし、戦前の作品では、特に顕著に表れている。次にその幾つかを紹介してみよう。

(A) 『恋愛創生』(全集第七巻、一八八頁、一九二五年刊)——「恋愛の自由意志はそれ自身、自然の意力であり宿命である……男女間の反争は、恋愛上の権威(女性だけがもっている)がじゅうりんされている社会制度に対する反争であるから、両性間の愛というものを極力重視するよりは、制度の撤去をせまったほうが早道である」。

(B) 「婦人戦線」誌の論文『如何に愛すべきか』
一九二九年一月刊(全集第七巻、三二三頁) 「恋愛は自

由を主張し、束縛を否定します。今日の娘は結婚地獄を予想し、結婚制度の無意味なことを知っている。実際結婚制度というのは、にくまれものでありまして……」

ついで次の項では、「何よりわるいことは、この制度は、制度的道徳、——即ち一夫一婦の道徳へ、自発的にせよ、他発的にせよ、無理やりおしこもうとする。」

(C) 「婦人戦線」誌の論文『無政府恋愛を描く』——「この世のありとあらゆる現象は相関的であり、有機的である。恋愛現象においても、われわれは従来の『拘束』的の考えを一掃し、あくまでも自由な恋愛をめがけねばならない。自由な恋愛、これが即ち無政府恋愛にほかならない。」

このように、理想とする自由な恋愛が阻まれている社会への反抗、および無拘束な恋愛への希求、それがひいては結婚制度廃止の主張に結びついているようである。そしてこのことは、(C)にしめした論文の最初に書かれている無政府主義的恋愛である「拘束なき恋愛」と全く一致した考えであると見うけられる。

(4)

さて、「婦人戦線」誌においては、アナキズムの思想を標榜した高群氏も、研究一途の生活に入ることになりやがて敗戦、昭和民法が出されるが、その後の著書の中で、マルクス主義的理論の引用を見ることが出来る。

『恋愛論』（一九四八年刊）では、第九章「社会革命思想」として、社会制度としての恋愛が書かれている。

そこでは、マルクス主義からアナキズムにいたる著名な思想家や、解放運動者の言葉が列記されていて、ペーペルへの共鳴で文章が結ばれている。『火の国の女の日記』一九六五年刊（全集第十巻、二五六頁）では、女性解放の学問的基礎づけとして『日本婚姻史』に対する自己満足的な自己評価があるが、マルクス理論を引用してそれが氏の骨肉となり、真に婦人解放の理論的武器となしえただかについては、ように判断しがたいことである。

(5)

「寄合婚」の記述について、氏の「婚姻史体系」の上からさらに検討してみよう。

まづ、戦前の「寄合婚」を、封建社会の「嫁取婚」からの流れの上でみると、そこに矛盾はないだろうか。

戦前の「寄合婚」を「寄合婚のめばえ」としている。

それは、明治初年に西洋文明を取り入れた啓蒙思想家、福沢諭吉、森有礼、岩本善治、植木枝盛などの著書によって主張された「一夫一婦主義」であり、一夫一婦主義の標本として資本主義黎明期の女工の自由恋愛を「寄合婚の見本」と指摘している。また、北村透谷らの文学同人雑誌『文学界』（一八九三年発刊）での近代文学と近代恋愛をあげている。それは「生命の一体化」、「霊肉一致」の性生活と『文学界』派にとらえた、氏の理想とする恋愛である。しかし透谷の恋愛については「家長制とナショナルイズムの結合によって坐折する」と見ているのである。さらにまた、樋口一葉、与謝野晶子、平塚らいてうらの「女性の自我のめざめ」を「寄合婚のあゆみ」というのである。「平和と母子保護と恋愛を前提とする結婚」を主張した平塚らいてうの著書が、家族制度破壊の名目で発禁されるが、それを氏は、「自我と家長制との全面衝突」としてとらえる。「恋愛を個人の尊厳に結びつけ、また恋愛をもつてよりよき生殖の母胎であるとした彼女の説はほとんど曲解された」（二五一頁）という高群氏は、らいてう説を自分の願望に置きか

えて、恋愛と母性を主張し、そうした「新しい女」のめざめを、「寄合婚のめばえ」とするのである。

したがって、明治三十一年に実施された明治民法は、「寄合婚をはむもの」としている。それは明治民法を「家父長制の再編」ととらえ、その定めるところによつて法律の上での「嫁取婚」の存在を認めておりながら（二五三頁）、近代の婚姻を「寄合婚」としたことによつて「寄合婚をはむもの」としての明治憲法記述をせざるをえない結果をまねいている。こうして戦前の婚姻は、高群氏の願望、未来像としての婚姻形態「寄合婚」であつて、それが明治民法による阻害意識によつて法律に対する否定的要素が特に強く表現されているところのものである。しかし婚姻史としてたどるとき、「女性の自我のめざめ」をはむ家族制度という意識の有無にかゝわりなく、戦前もやはり「嫁取婚」であつて、封建時代の「嫁取婚」と異なるものではない。すなわち、氏の「婚処」という視点での婚姻形態としての「嫁取婚」からすれば、前代の江戸期からの「嫁取婚」は明治・大正・昭和まで続いていることになる。したがつて戦前は「寄合婚」ではないのである。

そのことについては、氏の「嫁取婚の時期と本質」（二〇九頁）の記述では、「嫁取婚の時期はこれを大まかに規定すれば室町以後（一三七三年）から昭和憲法のできた昭和二十二年（一九四七年）ごろまでとされよう。

しかしその初頭の上限を南北朝まで引き上げてその時期を過渡期とし、終末期のそれをも明治維新にまでさかのぼらせてその時期を過渡期とすることもできよう。すべてこうした過渡期間は、新旧錯入の時期としなければならぬ」（榜点は筆者による）となつてゐる。つまり法律上での規定を知つておりながら、自己の想定した「嫁取婚」「寄合婚」の間隙を「過渡期」つまり「新旧錯入の期間」とすることによつて、法律との矛盾を解消しようとしているのではなからうか。

戦後における「寄合婚」についての記述は、「寄合婚へのあゆみ」として昭和憲法があげられている。第一四條、第二四條の規定をふまえて、「従来の家の廃止、同権的な夫婦制（寄合婚）にかつた」ことが重大なこととして述べられている。云いかえると、戦後の「寄合婚」は「両性の合意のみに基いて成立」する一夫一妻婚であり、男女の平等な契約による婚姻である。しかしそれに

もかわらず「寄合婚へのあゆみ」としている。これは戦前の「寄合婚」とどうちがうのであろうか。

戦前の明治民法、戦後の昭和民法との比較の上で見るとこの二つは、ともに一夫一妻婚でありながら、昭和民法は著しい進歩を示している。明治民法では、天皇制の下部組織としての「家」制度であり、夫を長とした戸主権の下にひざまづく妻であつた。「家」存続のためには配偶者の選択も夫方の一方的意志によるものであり、妻は財産権も相続権もなく、住居も戸主（夫・または夫の父）の家に入る。

しかし、昭和民法ではそれらの女の隷従的規定がすべて取りのぞかれている。つまり、男女の上下関係が、平等な、横の関係になる。昭和憲法「婚姻は両性の合意のみに基いて成立する」（二四条）である。これを、戦前から戦後へと民法における飛躍的進歩とみるのは、「はむもの」「あゆみ」というとらえ方とは大きな違いであろう。

明治維新のあと、政治、経済、社会の各方面においての諸制度が近代的なものにかえられる。婚姻は明治民法によつて規定されるまえに、明治前期には、封建時代の

婚姻は次のように改革されている。すなわち明治四年の太政官布告全国一般の戸籍制定、華族と平民との婚姻を許可し、届け出れば足りるとした。また、穢多非人の解放によつて平民としての婚姻がみとめられる。明治六年には、僧の妻帯縁付が許可され、またこの年には日本人と外国人との婚姻を許可される。

このように婚姻についての身分的、民族的な制約がとかれている。『新律綱領』の妻より低いとする妾の地位は、明治六年に、夫の戸籍に入ることとし、妻との平等な地位としてみとめられたが、明治十五年には、妾の制度が廃止されることにより、制度の上では一夫一妻婚になつた。社会の実態は別としても、これらの改革は、日本の近代国家としての歩みのなかで、自由・平等・人間尊重の理念と、結婚制度改革の上で実現したものである。明治三十一年に制定された明治民法は、当時の国粹主義的風潮のなかで「家長と家族統制、家の永続とその相続、それにもとづいた人間関係の差別序列を理想視して規範化」（『家族制度史概説』、福尾猛市郎著）したもので、明治前期のものに比べて時代に逆行しているとみられている。しかし、一夫一妻婚という婚姻形態からとらえられ

ば、明治前半と同様である。

戦後の昭和民法は、婚姻において「両性の合意のみに基いて」（憲法二四條）との規定によるもので、居処においての規定はない。また重婚は禁止され、それは、一夫一妻婚の法律的擁護である。このように戦前、戦後を通して日本の近代社会での婚姻は、一夫一妻婚でありながらも、居処においては、戦後に規定がのぞかれても夫方居住婚であり、したがっていわゆる嫁入婚である。

これらに対処してみると、近代を「寄合婚」の「めばえ」「あゆみ」という二段階的区分がされているのはやはりをかしい。

以上のように、大きく近代の歩みをとらえると、明治民法が定則した時代は別として、江戸時代よりも明治前期、更に戦後へと、婚姻制度をてこにして人間の自由と平等への人間関係が婚姻の上でとらえられる。戦前の日本では新しい革命思想が断崖されて婦人運動の発展もまたおくれる。だが民法についていえば、大正なかばから昭和一四年にかけて明治民法を改正する作業が法学者の中で進められていて、昭和民法が忽然とできあがったのではないことがわかる。それは法律の上での婦人の地位

の向上である。

戦後でも、一夫一妻は法律の上では一つの進歩である。だがこれが危機的様相をおびるといふのは、近代的結婚としての一夫一妻婚が、家族崩壊の問題とからみあっているからである。しかし、高群氏の感覚はこのことを敏感にとらえて「寄合婚の袋小路」となげいているのである。

(6)

以上、高群氏による「寄合婚」を取りあげて考察した。それは、具体的な歴史の現実を直視して書かれたのではなく、「寄合婚」という自己の理想とする婚姻形態を観念的に定置して、それを基準にした記述なのである。そして、その底流にある思想についてさぐってみたが、やはり『婦人戦線』誌において、アナキズムの立場から縦横に筆をふるった氏の業蹟の線上に、『日本婚姻史』もつながっているものと私には見受けられた。つまり、封建的社会での女性に課せられた束縛から、氏自身の自我が高度に発現された段階での願望、つまり人間の自然な生物性、女性の自我の芽をそこなわぬ生物的人間

の優先を意識して、究極には霊肉一体をめざしているか
に思われる。このように、高群氏のすぐれた感性と自己
への願望が近代の百年を一飛びに、目を未来にはせて甘
美でユニークな空想的な婚姻形態を打出されたものであ
ろう。しかしこのような奇合婚から現実としての近代社
会での結婚を見るならば、家族法、およびそれをものさ
しにして、具体的な資料にもとづく研究を要すると思わ
れる。中山太郎氏は、昭和三年に、九七一頁におよぶ『
日本婚姻史』（春陽堂刊）を刊行していられる。

その結語に、一言申し添えたいこととして、「資料を

集めていながら明治時代を省略したこと」、それに加え
て、「明治の婚姻史はありていに云えば法制の研究が主
要なものであつて……」。土俗を専攻している者には少
しく重荷に過ぎる」の文章を残していられる。このよう
にしてみると、高群氏の「奇合婚」は、近代百年におけ
る婚姻の事実、そしてまた法律の上での婚姻規定を無視
することになつてゐる。つまりは、現実から出発するの
ではなく、未来からの理想をもとにして現実をみようと
する。そのとき現実には彼女の理想を空想にかえるのであ
る。

▼近刊予告▲

犬童信義著

改訂・近代熊本農業年表

明治篇

共同体社刊

高群逸枝についての聞書

光 永 洋 子

明治二十七年生れの伯母は、小学校四年を終えて、下益城郡北部高等小学校に進み、一年上の高群逸枝さんと仲良しであった。これは伯母から聞いた話である。

高群さんは頭のいい人で、殊に作文など抜群であった。その頃、女の子達に読まれていた「少女世界」に、二人してよく投稿した。高群さんの文は、出せば必ず載せられ、伯母も高群さんのようになりたいと思つて、一生懸命書いたという。高群さんは休み時間にも、一人校庭の隅で本を読んでいる様な人であった。反面運動神経が鈍く、体育の時間に行進させられると、右手右足、左手左足が一緒に動いて、皆面白がつた。練習をすると、その時はできて、本番の時になって緊張すると、又おかしな事になって、男の子達は、手を叩いて喜んだという。大ていの女の子は、男の子に囁し立てられると泣き出したけれど、高群さんは怒つてふくれつ面をし、口惜しくても涙を見せる様な人ではなかつた。意地の強い人であつたという。

私の父が、母乳が少く身体が弱かつたので、父のため

に、天草から乳牛を一頭買入れたのがきっかけとなり、その頃牧場をしていた伯母の実家に、高群さんはよく遊びにきた。伯母は一年上の才気煥発の高群さんに惹かれ、高群さんは一年下の意地つ張りの女の子に目をかけ、当時珍しかつたホルスタイン種の乳牛の遊ぶ牧場の柵に腰をかけて、二人の幼い新しい女達は、バラ色の未来を語り合つたのではないだろうか。伯母は、その頃の友達は高群さんしか記憶がないという。高群さんの「今昔の歌」を読んでも、伯母の名前など出てこない。「高群さんは牛乳が飲みたかつたのよ」と言つて、伯母は笑う。「そんなに好きなら毎日配達してあげるよ」と高群さんに言つたそうである。牛乳は一合五銭であつた。

高群さんは師範学校に進み、伯母はその後逢つていない。結婚後、若い燕ができたという事を、風の便りに聞いたそうである。伯母は大阪に出て、教員の免状をとつたり、新聞記者の真似事みたいな事をしたのも、高群さんの影響があつたと思われるけれど、今は、一人息子の嫁に気兼ねしながら暮す、極く普通の老人である。

母権と母系

高群逸枝氏の「母系」によせて

犬 童 美 子

(一)

高群逸枝氏は一九三八(昭和一三)年に刊行した『母系制の研究』(以下A本と略記する)で、「母系」の概念をつぎのようにのべている。

「本書において母系制というのは母を中心として形成される親族制度の義である」(A本一〇頁)。

またその研究範囲は、「一般的母系制研究よりすれば極めて狭小であつて、即ち母系制そのものを考察せんとするものではなく、通史たる日本女性史に即して、その上代における母系の遺存を研究せんとするものである」

(A本一一頁。傍点は高群氏による。以下同じ)とし、研究材料は「バツハオーフェンにおける古代諸民族の神話伝説・マクレナン或はモルガンにおける現代未開族などとは異なり、日本上代の氏族社会を最も具体的に表現せる当時の系譜及び婚姻事情を中心に採つたもの」(A本一一頁)であり、これを『新撰姓氏録』と中古以前の全文献から採集して、「母系」の遺存をあとづけたとするものである。

『新撰姓氏録』巻頭の息長氏は「同族にして各々異なる多祖を派生しているのであつて、何れも出自のみは父氏を称しながら、氏族としては母氏の名を相続し、母系の職を承けている」(A本八頁)が、これは息長氏のように

に特定の氏のみではなく、当時一般の俗であり、「父祖の名は記録にとどめるのみで、氏族としての実際の生活は母氏を承けて行われる場合が多いのであり、特に注意すべきは、父氏の居が明らかでなく、母氏のそれは常に委しく記載されていることで、此れはすべての古記録や古系譜を通じて認められる特徴である」(A本九頁)と述べている。

さらに「出自のみは屢次変移するが、住居、職業、財産等は古代の母祖より承けたままを変化せず、代々相承けて」(A本八五頁)おり「従つて母祖の氏名は、その居地・財産・職業等を根拠として永く継承される」(A本八五頁)。つまり居地や職業や財産は母方によつて受け継がれるが、出自は、父系觀念の芽生の故に「母系」をとらず、転々と変化する。しかし、出自の中にも一氏多祖現象や物部弓削氏のように——物部氏は父方、弓削氏は母方——並べて書きあらわす複氏の中に、「母系」の遺存がみられるというのである。

居地・職業・財産の母系継承と出自の母系遺存の説明として、わが国は太古より中世に至るまでの間、婚姻制が婿入婚Ⅱ招婿婚であつたことをあげる。婿入りである

から婚姻後の居住は妻方であつたと断定する。それにもかかわらず、わが国古代の諸系譜が父系によつて連ねられているのは、「婿入婚の社会即ち母家単位の社会にあつて発生した父系觀念は、それ自身末だ族を有しない場合も、系は有し得る」(A本三二頁)として招婿婚が父系の下にも母系原理遺存のうえに存続しうると説明する。

以上が高群氏における「母系」である。このような「母系」を理解するために、A本すなわち『母系制の研究』刊行の一三年前である一九二六(大正一五)年に出版された、佐喜真興英氏の著作『女人政治考』を読まねばならない。高群氏もA本の第一章「祖と母系」の中で、この『女人政治考』によつて、姫彦制が「近代まで琉球に遺存したこと、オモロ双紙中の至上者たる聞え大君なる王姉が姫職に外ならないことは、佐喜真興英の女人政治考に詳説するところ」(A本六九頁)であると書いているからである。

(二)

佐喜真氏は『女人政治考』の中で、一八六一年のバツハオーフェンによる『母権論』と、一八七七年のモルガ

ンによる『古代社会』の刊行にはじまる「母系」と「母権」をめぐるさまざまな論議とその後の民族学・文化人類学の歩みを、当時としては見事にあとづけており、二〇世紀のはじめまでに、多くの学者が「母権」という用語をすてて、「母系」という用語のみを問題とし、それのみを認める方向にはしつたことものべている。

佐喜真氏は書名の示すように、「女人政治」すなわち「女治」を研究の前面にすえている。「女治」とは「女性のマジコ・レリジアスの能力に基づく女性政治」『女人政治考』(三頁)をいう。「女治」と「母権」とは「觀念上兩者間に区別はあるけれども、何れも原始古代社会に於ける女性のマジコ・レリジアスな規範及びそれに基づく社会上優秀の地位を意味する点に何等異なる所がない。さらに母系というも、マジコ・レリジアスな能力を得る方法として存する制度であるから、此の三者の間には自ら一つの統一的關係を認めることができる」(前掲書六―七頁)。さらに「女治」「母権」「母系」の三者を統一的に理解するために、便宜上これを広義の「女治」と称している。そして従来の女治觀念から権力觀念を除くことが女治理解に必要であるとのべる。

佐喜真氏によれば、「母系」とは「親族關係は母の血を流れるとなす制度」(前掲書六頁)であり、「母権」とは「家または族内に於ける女性の規範、それに基づく優秀を意味するものである。原始古代人は家父の力に待つ前に母のマジコ・レリジアスの秀でた能力に基づいて家または族の共同生活を営んだので、母が子女に対して父より大なる権利を有した。是に基づいて財産も女系によつて相続された。この財産の女系相続は血統の女系相続とは觀念を異にするのみならず、これがあるか否では、女性の物質的地位を決定する極めて重大なる標準となるものであるから、これを母系の觀念の中に含めてしまうのはよくない。さらにローマの家父権につきまとう狂暴性は、母権の語の中から除いて使用しなければならぬ。また原始古代社会において、財産が女系により相続され、母が子どもの結婚等に決定権を有するところでも、母の兄弟が家に勢力を有する例(Avinculate)は多いが、以上のような制限を付する時、この事實は母権の考え方と何等矛盾しない」(前掲書五頁)。

以上が佐喜真氏の「母権」と「母系」である。エンゲルスの『家族・私有財産および国家の起源』が、

内藤吉之助氏により邦訳されたのは一九二二（大正一一）年であり、モルガンの『古代社会』が高島素之、村尾彰一両氏によつて邦訳されたのは一九二三（大正一二）年であるから、これらが邦訳される前に、佐喜真氏はモルガンやエンゲルスを読みはじめていることになる。

そして佐喜真氏は、当時の民族学を学ぶものたちの多くが、「母権」を認めず「母系」だけを問題とする態度に反対して、原始古代社会における「女治母権」の存在を主張する。このような主張の根拠となつたのは、わたくしが本文のあとに掲げた『女人政治考』のなかで引用されている一二八の文献を、彼じしんが検討した結果であり、なかでもバツハオーフェンの『母権論』と、出身地である琉球の「おもろ」とへのすばらしい共感が根底にあつたように思われる。

『女人政治考』にたいする柳田国男氏の序文によると、この著作の草稿は、佐喜真氏の東京大学法学部在学中——卒業は一九二〇（大正九）年——にまとめられたものである。しかも卒業後、司法官の道に入り判事として各地を転々としながら、五度も稿を改めた。だがついに生前には刊行されず、彼が一九二五（大正一四）年六月一三

日不帰の客となつてから一年を経た、一九二六（大正一五）年六月に、佐喜真夫人松代子氏（複製本『佐喜真興英全集』ではウタ氏）と柳田国男氏との尽力によつて、岡書院から出版されたのであつた。

（三）

『母系制の研究』（A本）を刊行してから一六年目の一九五三（昭和二八）年に、高群氏は『招婿婚の研究』（B本と略記する）を刊行する。この二冊の本の間には第二次大戦がある。

A本は高群氏が「たとえ無事に出版されたとしても、発禁の公算は大きいとしなければならなかつた」（『火の国の女の日記』二七五頁）とのべているような状況の時代に出版されたものであるのに対し、B本は学問の上でも、なにはばかりことなく、自由に発表できる時代になつて出版されたものである。そのA本とB本とで、「母系」と「母権」をめぐつて、どのような発展がみられたかは、とくに興味ふかいところである。

B本によると、招婿婚とは婿とり式の婚姻であり、男が女の家に通つたり（妻問い）、住みついたり（婿取り）

する婚姻の形態であるから、妻方居住婚であるとされる。生まれた子どもは、母とともに母の家で育てられる。したがって招婿婚の本質は、純粹な意味において、また起源において母系婚である。しかしわが国では、早くから系譜上に父系觀念が導入されたため、出自（系譜）は父系によつて連ねられている。これは一見矛盾するようであるけれども、招婿婚は父系下にも母系原理の遺存のうゑに存続しうるとされる。その招婿婚は室町期までわが国の支配的婚姻制であつたし、遺制でも遺俗でもなく尙現、経過、終焉の段階をもつた歴史的存在であると断定している。

招婿婚と「母系」とについての説明は以上のようであつて、A本でもそうであつたが、B本でも「母権」という語は使われていないようである。

だが、B本刊行の翌一九五四（昭和二九）年に刊行された高群氏の『女性の歴史』（上）では、「母系」とともに「母権」を次のように使用している。

「氏族崩壊期中のわが国の家族には父権と肩を並べて母権がある。それも奈良頃まではオヤといえは母をいみたように実俗的には、母権に重心があつたとさえい

る。子女の結婚の主婚権も、もつぱら母にあつた。それが夫婦の別居が同居に推移するにつれて、ようやく父権が芽生えたが母権もけつして亡びなかつた。こゝにいう母権の第一は、母の資格の絶対性であるといふ。——中略——鎌倉期の母権は父権と同様より多く私産の譲渡をめぐるて顕現しているのがみられるが、父母は別産なのでその子女へも別々に譲渡することができ。——中略——エンゲルスは、父権は父の財産を子にゆずることからはじまるといつているが、わが国では母も財産をもつており、それを父とともに子にゆずつたので父権と母権とが両立したのである」（『女性の歴史』（上）二三二—二三四頁。ここだけの傍点は犬童による）とのべており、「母権」の概念が女性の権利や権力として把握されてはいても、父権や「母権」を父および母を通して権利義務や特権等が決定される社会組織の方式として理解する態度はないように見受けられる。従つて「母系」は問題とされても「母権」はさして問題とされない。というより、「母系」があれば、「母権」はそれに伴うものであるとの考え方が根底にあるようである。

モルガンやエンゲルスは「母権」をそのようにはい

ない。けれども高群氏は、モルガンのプナルア婚をもつてわが国の「かがひ」を説明し、これが招婿婚とくに妻問婚の祖型をなすものであるとしたり、プリフォーを引用して婿の勞務婚の起源が母系制社会にあることを説明したりする。

このことは高群の最後の著書である一九六三（昭和三八）年刊の『日本婚姻史』でも、ほぼ同様である。

それだからこのような態度が洞氏によって批判されるのである。

B本と『女性の歴史』（上）の刊行のあと、『日本婚姻史』刊行までの間に、洞富雄氏によって『日本母権制社会の成立』が刊行された。一九五七（昭和三二）年のことである。

その第一章は「母系および母権の概念と母権の経済的基礎」と題されており、洞氏による「母系」「母権」の定義をみることができる。

洞氏によれば、「母権」とは女子が男子に対して社会的に優秀な地位にあることを指示する語である。「母系」とは母系々統のことで、氏族・フラトリー・結合家族というような単系集団において、出自が母方によつてたど

られるという事実をしめす語である。しかも「母権」とは発生原因を異にする。「母系」は「母権」にもなつて起こるあるいは「母権」と結びつくこともあるが、未発達な経済的段階にある初期父権社会に、「母系」が多くみられるという事実は、「母系」が「母権」に先行する父権社会において、「母権」発生の上とは異なる条件からおこつたものであることを示している。「母系」の発生原因は族外婚に求められるが、ここでは女性の社会的地位はよりよくなつたというよりは、むしろはるかに低下した状態であつたという。

それによつて、「母権」は自然的権利ではなく、歴史的産物として、経済発展の一段階すなわち原始農耕の開始に随伴して発生したもので、それはまもなくふたたび父権にとつてかわられたものである。母系系統と招婿婚と母方支配家族が存在し、女子が男子に対して社会的に優秀な地位にある時に、これを「母権」とよぶのが洞氏である。

なお洞氏がその著書の中で、高群氏のB本を引用して一定の評価と批判をおこなっていることはよく知られているところである。

(四)

高群はA本の緒論のなかで、『女人政治考』を紹介している。

『女人政治考』は、直接母系制度を研究したものではないが、それに触れている書として記憶さるべき好著である。大正一五年の出版で、著者は佐喜真興英、柳田国男の序文に依ると、沖繩の産で、穂積陳重に師事し、その激励により改稿五度に及んで未だ刊行を見ず物故したという。『学界の睡を驚かす警鐘であった。此の大きいなる功労者をして自ら之を完成せしめ得なかつたのは、此上も無い遺憾である。』と柳田氏はいっている。書中『古琉球及び古代日本の母系』と題する項及びその他において、古琉球における女系相続の実例、女君の事跡、日本における類似の現象等を挙げてゐる。考古学者高橋健自は、此書を推奨して、上古の日本に女治（母系、母権と関連して）の存在したことを最も早く史実に拠つて立證した者であるといつてゐる。然し此書の価値は表題の如く女治問題にあり、母系方面への直接的寄与は僅少である」（A本一一、一二頁）。

このようにのべている程であるから、高群氏は十分知

つていたし、読んでいたと思われるが、佐喜真氏の「母権」や「母系」さえも正しく読みとつていないようである。A本には「母権」という語は、さきの引用文中に一回みえるだけであり、B本でも中山太郎氏の『日本婚姻史』を引用した文中に、「母権」という語が一回みえるにすぎない。

A本とB本とでは、それぞれに戦前の研究水準と戦後の研究段階が当然ふまえられたものと思われるが、「母系」と「母権」に関しては進歩がみられない。

高群氏の「母系」は佐喜真氏の「母系」とはちがうし、洞氏の「母系」でもない。しかも高群氏は「母権」をいわないで「母系」のみを問題にする。そしてアナキストでありながらモルガンやブリフォーを引用する。これは悪いことではないが、「母権」をいわず、「母系」の遺存と招婿婚だけで女性の地位を云々するのは、モルガンやブリフォーに反する。

佐喜真氏にしろ、洞氏にしろ、「母系」「母権」に關しては十分ではない。わたしたちは、その理解を深めるために、あらためて佐喜真氏が引用した文献を読みなおさねばならないと思われる。

付『女人政治考』に引用された諸文献

A. 参 照 文 献

1. Strabo; Geographia, lib II, cap IV.
2. J. J. Bachofen; Das Mutterrecht, Eine Untersuchung über die Gynaikokratie der alten Welt nach ihrer religiösen und rechtlichen Natur.
3. Frazer; Golden Bough, Magic Art, vol. II, p. 271. note 2.
4. Lowie; Primitive Society, p. 180.
5. Deane; Fijian Society, p. 3.
6. J. F. McLennan; Primitive Marriage.
7. Giraud Teulon; La mère chez certains peuples de l'antiquité.
8. L. H. Morgan; Systems of Consanguinity.
9. L. H. Morgan; Ancient Society.
10. J. Lubbock; Origin of Civilization.
11. H. Spencer; Principles of Sociology.
12. H. S. Maine; Ancient Law.
13. Dargun; Mutterrecht u. Vaterrecht, S. 2.
14. John M. Tylor; The New Stone Age in Northern Europe.
15. 鳥居竜蔵; 日本石器時代民衆の女神信仰, 12頁.
16. Peschel; Völkerkunde, S. 102.
17. Wundt; Elemente der Völkerpsychologie, S. 312.
18. Wundt; Völkerpsychologie, VII Bd. S. 101, 102.
19. Letourneau; The Evolution of Marriage, p. 170.
20. E. B. Tylor; On a Method of investigating the Development of Institutions; Applied to Laws of Marriage and Descent, Journal of Anthropological Institute, XVIII, 1889.
21. Hartland; Primitive Paternity, 1909—1910
22. 高田保馬; 社会学原理, 823頁の註.
23. Boas; Text, 234.
24. Zeitsch. f. vergl. Rechtswissenschaft, XXX, S. 219.
25. A. Bastian; Die Kulturländer des alten Amerika, Bd I, S. 191—192.
26. Giraud Teulon; Les Origines du Marriage, p. 304.
27. G. Brown; Melanesians and Polynesians, p. 286.
28. Kubary; Ausland, 1880, S. 525.
29. Grooke; The Cults of the Mother-goddesses in India, Folklore, 1910, p. 283.
30. Nachtigal; Sahara und Sudan, II, S. 675.
31. R. Smith; Kinship and Marriage in Early Arabia, p p. 202—203.

32. 隋書列伝；48.
33. オモロ双紙.
34. 冊封使陳侃；使録.
35. 伊波普猷；古琉球の政治，45頁.
36. 伊波普猷．琉球の五偉人，86.88.116頁.
37. 中山世鑑.
38. 史籍集覽.
39. 僧袋中；琉球神道記.
40. 島袋；沖繩県国頭郡志.
41. 魏志倭人伝.
42. 松下見林；異称日本伝，卷上.
43. 那珂博士；外交繹史，卷2.
44. 吉田東伍；日韓古史断，218頁.
45. 白鳥庫吉；東亜之光，卷六一7号.
46. 喜多貞吉；歴史地理，第30卷.
47. 古事記.
48. 日本書紀.
49. 混交驗集.
50. 小山真夫；民族と歴史，第5卷1号.
51. 肥後国志；15.
52. Fison and Howitt；Kamilaroi，p.105.
53. Waitz；Anthropologie der Naturvölker，VBd. Abt. S.107.
54. Bachofen；Antiquarische Briefe，S.216.S.278.
55. Chapman Cohen；Religion and Sex，p.116.
56. Livingston；First Expedition to Africa，pp.421—422.
57. Stanley；In the Darkest Africa.
58. Diodorus Book，I，p.27.
59. Herodotus Book，II，p.35.
60. Ploß；Das Weib in der Natur und Völkerkunde，II Bd. S.437.
61. Tacitus；Germania，8.
62. Lippert；Kulturgeschichte der Menschheit，II，Bd.S46—47.
63. Dargun；Mutterrecht und Raubehe，S.60—62.
64. G. Teulon；Les origines de la famille，pp.119—120.
65. 郷土研究，1卷，578頁.
66. 津田左右吉；古事記及び日本書紀の新研究，351頁.
67. 岡松参太郎；法律新報，第28卷.
68. Starcke；Die Primitive Familie，S.57.
69. E. Hahn；Das Alter der wirtschaftlichen Kultur der Menschheit.
70. Hevelock Ellis；Man and Woman.
71. Felix；Eigentum，II，S.327.ff.

72. D. Amaury Talbot ; *Woman, Mysteries of a Primitive people*, pp. 112 - 113.
73. 田崎仁義 ; 原始農業と女性, 商業と経済, 第2.
74. Codrington ; *Melanesians*, p. 34.
75. Czaplicka ; *Aboriginal Siberia*, pp. 104 - 105.
76. Ihering ; *Vorgeschichte der Indo - Germanen*, S. 63.
77. Leist ; *Alterisches Civilrecht*.
78. B. Delbrück ; *Das Mutterrecht bei den Indo - Germanen*, *Preussische Jahrbücher*, XXX, 1895. S. 14 - 27.
79. 松本信広 ; 支那古姓とトーテムズム, 史学1卷 2号245頁.
80. 三宅米吉 ; 日本古代婚姻法取調材料, 東京人類学雑誌, 第5卷.
81. 中田薫 ; 馬端臨ノ四裔考ニ見エタル比較 法制史料, 法学協会雑誌, 37卷12号1760頁.
82. 嬉遊笑覧.
83. McLennan ; *Studies in Ancient History*, p. 140.
84. E. O. James ; *Primitive Ritual and Belief*, p. 54.
85. Crawley ; *The Mystic Rose*, p. 476.
86. Spencer and Gillen ; *The native Tribes of Central Australia*, pp. 175. ff.
87. Howitt ; *The Native Tribes of South East Australia*, p. 175. ff.
88. *Journal of the Antropological Institute*, XVIII, pp. 247. ff.
89. Kohler ; *Zur Urgeschichte der Ehe*, S. 53. ff.
90. Engels ; *Der Ursprung der Familie des Privateigentums und des Staats*, S. 40. ff.
91. *Customs of the World*, p. 142. 143.
92. 柳田国男 ; 赤児塚の話, 69頁以下.
93. Bachelor ; *The Ainu and their Folklore*, p. 553.
94. 檜木未実 ; 朝鮮の迷信と俗伝, 82頁.
95. Spencer and Gillen ; *The Northern Tribes of Central Australia*, pp. 328 - 392.
96. Wissler ; *North American Indians of the Plains*, pp. 89 - 93.
97. Fustel de Coulanges ; *La cite antique*, pp. 43 - 45.
98. 土方教授在職25年記念私法論文集. 「タブーと法律」88頁.
99. Seemann ; *A Mission to Vité*, p. 187.
100. Howitt ; *Native Tribes of South - Australia*, p. 449.
101. Turner ; *Polynesia*, pp. 18. 87. 424.
102. Wyatt Gill ; *Life in the Southern Isles*.
103. Loskiel ; *Geschichte der Mission der evangelischen Brüder unter den Indianern in Nordamerika*.
104. H. Ward ; *A Voice from the Congo*, p. 274.

105. Haberlandt; Völkerkunde, S. 111.
106. 民族と歴史, 第3巻7号677以下.
107. Frazer: Psyche's Task, IV chap.
108. 松尾筆記, 52巻.
109. 築後志; 57.
110. 森丑之助; 人類学雑誌, 第29巻第7号.
111. H. B. Hulbert; The Passing of Korea, pp. 415. ff.
112. 金田一京助; 蝦夷の謡ひ物に見える巫女, 郷土研究, 第3巻.
113. 柳田国男; 土俗と伝説, 1巻1号.
114. Lecky; Rise and Influence of Rationalism I, pp, 3-6.

B. 孫 引 文 献

1. Mcgee; cited by Hartland, Primitive Paternity, vol. II, p. 79.
2. Bancroft; cited by Spencer, Principles of Sociology, § 325.
3. Snow; cited by Spencer, Principles of Sociology, §325.
4. Gurdon; The Khasis, p. XXIII, quoted by Frazer, Golden Bough, IV. p. 385.
5. J. C. Callbreath, cited by Hartland, Primitive Paternity, vol. 1. p. 280.

6. Buchanan's Journey, II. p. 412. cited by Hartland, Primitive Paternity, vol. 1, pp. 268-269.
7. Nicolaus von Damaskus, zitiert von Dargun, Mutterrecht und Raubehe, S. 2.
8. Potter; Sohrab and Rustem, cited by Hartland, p. 271.
9. Gide Esmein: La femme, p. 32. zitiert von Dargun.
10. Wilken; zitiert von Dargun, Mutterrecht und Vaterrecht, S. 118.
11. Journal of Anthropological Institute, XII, p. 414. cited by Hartland, op. cit. p. 34.
12. Thomas; The Natives of Australia, cited by James, Primitive Ritual, p. 75.
13. Graah; Voyage to Greenland, p. 123. cited by Lubbock.
14. Fiji and Fijians, vol. 1, p. 224. cited by Lubbock.

備 考

- (1) この引用文献表は彼が表記したものをそのままに引用順にならべたものである。
- (2) A-3のほかにも、フレーザー『金枝篇』第3版13巻(ただし第13巻は1936年の刊行である)を利用しているが、ここでは省略した。

孀つめ争あひひ

下田ユキエ

うつけみは 恋を繁みて 春設きて

春と思考は無縁の様である。そこで万葉にあらわれる孀争ひの伝承を追って芦屋へ。

神戸市の東限、海沿いにかつては多く存在したという本山古墳群（後期群集墳）も現在は削平、戦災などで荒廃し、遂に押し寄せる住宅群にのみ込まれてしまっているが、こゝに辛うじて原型をとどめている全長百米余の前方後円墳がある。人呼んで処女塚（伝菟原処女墓）。この菟原処女に因しては、万葉集の孀争ひの歌の中でも最も数が多い。巻九の過芦屋処女墓時作歌一首并短歌

（一八〇一―一三）、全見菟原処女墓一首并短歌（一八〇九―一一）、更に巻一九に家持作るところの追同処女墓歌（四二一一―一三）。これらの語る芦屋の菟原負処女は八才になる匂うばかりの美少女であった。血沼壯士と宇奈比壯士が同時に求愛し命をかけて相争つたという。これをみた処女は、生けりとも逢うべくあれやと黄泉の国へ。その夜処女の夢を見た血沼壯士は直ちにその後を追ひ、宇奈比壯士も準じたという。人々は哀れみ処女の墓を中にして二つの求女塚を作つた。ところが処女塚に生える松は汐風にたみ、つねに東方の血沼壯士の墓に並びいたので、人々は処女の心を想ひやつて泣いた。後の

世までも、山陽上り下りの旅人は袂をぬらしたそである。

この物語りを下敷きにして、大和物語の「生田川」や謡曲「求塚」が展開される。

その他の桜子伝説は（三七八六―七）やはり二人の壯士に思われた末、その争いを鎮めようと林にたずね入り、樹に懸りて経き死んだとあるが、壯士は、それぞれ新しい恋を求めたのであろうか。

纒かづらひ兒こも（三七八八―九〇）三人の男に誇こぼいされ、耳梨山の麓の池にひとり身を沈める。

勝かつ鹿しかの真間手ままて児こ奈（一八〇七―八、四三一一―三）にも求愛の男集まり、思い余つて死ぬ事となり、可憐な処女の犠牲で物語は終る。

こゝで改めて農耕社会、共同体制下での処女への恋の制約、女性の置かれた位置など多くの事を考えさせられる。

今昔を問わず、人間の心情には余り変化はないが、その時々におかれた体制下での犠牲は弱いものにしわ寄せされる。体制の違いが犠牲の種類を変えるので、恋の私たちも、例外ではないように思われるのである。

（一九七六・三）

母 たち

R・S・ブリフォ
石原通子 訳

第二章 母性と人類の起源

生活のよりひくい諸形態では母性有機体は、しばしば雄によって受胎させられることを必要としなくて、彼らの首尾のよい成長のための準備も、彼らの運命のための配慮もしないで、繁殖の巢をすてる。原始脊椎動物が、発達のあいだ用いる食物の十分な供給なしに、無数の受精しない卵をまきちらすむだな方法は、サメなどのあいだで、雄によつて、卵黄の用意によつて、多くの卵における大きな変形によつて、受精させられる母性有機体のなかで、しばらくのあいだの卵の保有によつて加減される。爬虫類の卵と、もつと原初的な鳥類——キウイ、ノガン、ツル、クイナ、カイツブリ、ガチョウ、カモのような——の卵は、自活するまで発育する胎児を養うために十分な卵黄の多量な供給が準備される。卵は適した場所に置かれて太陽の熱によつて、あるいは卵を抱きかかえることによつて孵化されるとき、仔はそれ以上の苦勞なしですますことができます。ウミツバメ、ウ、タカ、ハト、フクロウ、アマツバメ、キツツキ、そして

すべてのスズメに似た鳥類のような、より高度に発達した鳥類では、卵のなかの食料の卵黄の量は、非常に減らされる。したがって仔は未熟で生まれ、裸かあるいはうぶ毛によつておおわれていて、無力である。だから仔は放浪できなかつたが、他方では、一腹の仔は親たちによつて養なわれ、より延長された配慮と彼らの体にたいする注意が必要とされる。

哺乳動物では、卵を育てることをはぶくことによる、そして直接に母の血の循環から、発達しつつある有機体に食物を供給することによるところの胎児の発達の様式について報告されている。このやりかたはいくつかの魚類によつて、すでに採られている。

われわれが、より原始的な哺乳動物から、より高度に組織され知識の高い哺乳動物の段階にのぼると、妊娠期間の持続のいちぢるしい増大が観察される。また、その期間の長さは、出生のときの動物の体重と生まれる仔の数に関係している。もしもそれらの諸要素が

考慮され、妊娠期間の長さがふつうに減少するとしたならば、われわれは低い型から高い型へすむにつれ、相対的な持続期間はしだいに延長されるようになることがみられる。こうして雌牛はその仔をライオンの二倍以上の間、そして人類とおよそおなじ期間のあいだつれている。普通の体重にまで体を減らす雌牛の妊娠期間は、人間の五分の一だけであり、ライオンよりも約四分の一すくない。象は仔を二年ちかくつれており、だから現存する哺乳動物類のあいだでは、長い妊娠期間の記録をもっている。だが、成熟した動物は三、四トン——大きいものは六トン半の重さがあった——あるいはおよそ人間五〇人の重さがあるという事実をみとめるならば、おなじ体重での妊娠期間は、象は人類種属における長さの二倍であることがみられるであろう。

胎児の成熟がこのように母体のなかで延長されるばかりでなく、われわれが段階をのぼるにつれて、発達の速度はますますおそくなり、仔が母の配慮にたよっているあいだの幼時期の持続は、非常に長びかされる。

齧歯類は、盲目でグニャグニャで生まれるとはいえ、非常にはやく成長して幼時の保護が数週間をこえることはない。ネズミは三日で彼らじしんによってどうにかくらすようになり、彼らは六ヶ月で成熟にたつする。ハツカネズミは六週間でそだつことができるし、四ヶ月で完全に成熟する。ウサギは五ヶ月たつと出産する。齧歯類でもっとも知能のたかいものであるビーバーは、一ヶ月のあいだ乳をのませ、二年で性的に成熟する。

もっとも大きい対照は、草食の群居する有蹄類と肉食動物との比較によって、しめされる。前者は生まれてすぐに立つことができるし、教時間で彼らの母についていくことができる。オオカモシカは一週間で、もっとも速い人間を追いこすことができる。仔象は二日で母にしたがっていくことができる。他方では、肉食動物は無力で生まれる。彼らは数日のあいだ立つことができず、数ヶ月の期間のあいだ彼らの母にまったくたよっている。ライオンの仔たちをのぞいては、彼らの目は生まれたあとの数日のあいだは閉じられたままである。ライオンの仔は彼らが一年半ばかりになるまで、彼らじしんで大またに歩くことができない。

猿の仔は彼らの母の体に腕と尾でしっかりとしがみつき、一ヶ月ばかりのあいだ彼らの状態はほとんどかわらない。幼児の無力の点では、類人猿の仔と下級の猿とのあいだには、これらと他の哺乳動物とのあいだよりも、いっそうはつきりした差異さえもある。赤ん坊のテナガザルは、それじしんどうにか暮らすことをしだいにはじめるまでの七ヶ月のあいだ母の体にくっついているといわれる。オラン・ウータンの仔は一ヶ月たつと、ささえるための物につかまって歩くことを、苦勞しておぼえる。そのときまで、おおむけになって両手と両足をうごかし、それらをながめている。より高級の類人猿は、およそ三才で独立の生活ができるといわれており、彼らは八才と一五才のあいだに完全に成長する。もっとも野蛮な者のあいだでは、赤ん坊たちは八才になるまで、彼らの母によって養育される、一五才になると、ほとんど思春期の儀式がおこなわれる。赤ん坊は

一ヵ月以前にはその目をつかい、目の動きを調整することはほとんどできない。五ヵ月より以前に手足の動作を調整することはできない。およそ八ヵ月でもなおもころび、最初の一年の終りより以前にはめつたに歩くことはできない。だから、オラン・ウータンは一ヵ月の終りには、一年たった人間の赤ん坊とおなじくらいに進歩した。一日たった仔羊はその成長ではどちらのものよりもさらに進んでいく。

未熟な幼時状態の延長は、より高級の動物への進化では、もっとも多く影響する要素である。有機的進化の最高段階の可能性はこれにもとづいている。

未熟期は、体の一般的生長を助長するためにもちいられない。幼時状態がもっとも延長されるころでは、生長の力は実際にはより少ない。それは有機体におけるなんらかの大きな変化をなしとげるのにもちいられない。新しく生まれた哺乳動物はどんなに未熟であっても、親の型にしたがってすべての諸器官をもっているからである。それらの諸器官は、繁殖の諸器官は別として、機能的に積極的であり、出生のあとにはなんらかの重要な構造上の変形をうけない。ただ一つの器官すなわち脳では、構造装置は出生のときには基本的な諸点で不完全である。それらは幼時期のあいだに発達する。

脳を構成する細胞は、体のなかのなんらかの他の器官あるいは組織細胞の増殖の前には増殖しない。接続組織、筋肉、骨、皮膚、腺の細胞は、出生のあとにないあいだ増殖するのに——肉体の一般的

生長とそれの永続的再生は、おもに増殖のそれによってなしとげられる——脳における細胞数は、子宮内での発達の約六ヵ月のあとにはふえない。そして変質と崩壊のための細胞の偶然的消失をのぞいて、一生を通じて一定のままである。しかも脳は、それが成熟したときよりも生まれたときには、体の他の部分に比較してより大きくより重いとはいえ、出生のあとでは体のなんらかの他の部分よりも急速に成長しつづける。生活の最初の三ヵ月に、全体としての肉体重さは約二〇パーセント増加し、脳は九〇パーセントちかく増加する。九ヵ月たためうちに、脳の重さは二倍になり、三年で三倍になる。肉体の成長の割合は、最初の数ヵ月あとには急速に減少するが——生まれたときの二〇九パーセントから二才のときには二九パーセントになる——脳の成長は第一ヵ月のあとに急速に減少するとはいっても、七才までたえまなくつづけられ、二五才あるいは三五才さまでつづく。細胞数は増加しないので、その成長の全体は機能的な発達によっている。

そして実際には、大脳半球の灰白質を構成し、はじめはなめらかなセリョウナン形の物体である細胞は、あらゆる方向にひろがる分岐した繊維状細胞の若枝をだす。繊維の網細工は脳の白質を構成し、それは木のような成長であり重さの増加である。脳細胞の若枝のいくつかは神経繊維をかたちづくる。その他の若枝は脳じしんのさまざまな諸要素のあいだの無数の連結を確立する連合繊維であり、多くの副次的な枝をだす。この相互を連絡する諸関係の複雑な網細工

に、脳の機能力が依存している。この構造は、より高級あるいはより低級の哺乳動物における細胞数にかんしては、なんらかのいちいちらしいちがいをしめしていない。だが齧歯類や反芻類のようなより低級な哺乳動物では、ごくわずかの分枝過程がおこるが、段階をのぼるにつれて、それらの分枝の数と複雑さをはるかに大きくする。おなじようなちがいは、年老いた動物と比較しての若い未熟な動物での脳細胞の構造によってしめされている。たとえば出生直前のハツカネズミでは、皮質の錐体神経節細胞からの降下する若枝がなく、主軸索あるいは軸索に側副枝はない。それらは出生のときに存在し、最初の週のおわりには完全に発達する。胎児の神経組織における神経細胞の発達は、有機的な尺度でのそれらの進化的発達で、すべての哺乳動物においておこる。すなわち「下級」胎児は骨髄と後脳が最初に発達し、つぎに中脳の細胞が発達し、前脳の細胞は最後に発達する。さらに、仔が未熟で生まれる種属と、仔が早熟で生まれる種属とのあいだには、それらの細胞要素の発達にいちぢるしい違いがある。「人間、犬、ネコ、ネズミ、ハツカネズミ、ウサギのような無力状態の仔を生みだす動物たちのあいだでは、神経節細胞の発達が出生のとき、そしてすぐあとでさえ、不完全であることを、わたしはみいだした。これにたいして、馬、牛、羊、テンジクネズミは、脳のすべての部分では、ほとんどつねに胎児の生命のより早い時期には、つねに出生のまえに十分に発達した神経節細胞をしめている」

と、ペロー博士はいつている。この不完全な発達は、人間の赤ん坊におけるほうが、他のなんらかの仔におけるよりも、もっと多いと断言されている。前頭皮質の錐体細胞の突起は、子宮内生活の六ヵ月に、それらの十分な発達の四分の一だけをもち、出生のときには二分の一だけである。感覚器とむすびついた軌道についていえば、嗅覚路だけ、すなわち下級動物の感覚の主原始路が、人間の赤ん坊では出生のすぐあとに発達しはじめる。視路はあとで発達し、聴覚路は最後に発達する。八ヵ月で生まれた早熟の子では、視神経は、十分な期間まで子宮のなかにとどまっているものよりも、もっとはやく髄鞘のなかにつつまられるようになる。

もしも、あたらしく生まれた仔犬たち、あるいは小ネコたちの目が破壊されて、大脳皮質の視領を何ヵ月かあとでしらべると、脳のその部分の細胞は未発達のままであり、胎児細胞の外観を保持している、彼らの目をつかう機会がある動物におけるそれらのおなじ範囲にたいして、いちぢるしい対照をかたちづくっている。類似した外観はラウラ・ブリジマンのように盲目でつんぼでおしの脳によってしめされており、その人の視覚と聴覚の領域における灰色質は、「異常にうすく」、細胞は正常のものよりも非常にちいさい。だから脳組織でおこる発達は、経験の結果であって、遺伝された素質の結果ではない。

だから、生長の速度のおくれ、たよりないものとしての幼ない哺乳

乳動物の世界における養育は、十分な発達の前におこなわれているが、その解剖的構造にかんするかぎりでは、わずかのちがいは脳質における顕微鏡的な纖維によつてあらわされる。

だが、それらのほとんど感知できない蛛巣に、生命のあたらしい世界が依存している。それらがもたらした結合は、子宮のなかでの胎児の発達の暗黒と隔離のなかで十分に確立された。あたらしく生まれた動物はほとんど親とおなじく生活に適合する。それはそれじしんを養わない、せわすることができて、競争では人間を凌駕する。だが、その早熟の上達は遺伝による。それは動物的祖先はよつて発達し、それはととのつた組み立てられた器官としてつたえられる。成熟にたいする割合、神経の相互連絡の特殊化にたいする割合ではないが、動物の行動の可能性で完全なちがいをつくる程度である。経験はそれをわずかに教えることができる。それは教育やあたらしい発達にしたがわない。それは本能の産物である。他方では、生きている有機体の遺伝された衝動が、外部から到達するものと出会う連絡路が、出生のあと未熟で開いたままであるところでは、それらは遺伝によつて決定されるのみならず、教育や経験によつても決定される。

それゆえ、仔の状態が延長されたのおなじ割合で、知能では、経験から学んだものの力で、その習性における修正によつてそれじしんを適合させる力では、哺乳動物はよりすぐれているということ

である。動物の比較的な知能についてのわれわれの伝統的な評価は、人為的な選択によつて非常に修正された飼いなされた形態からたいてい引きだされているが、それがかなりな訂正をもとめている。ようするに、闘争する孤独の肉食獣は、群居している草食動物よりも、知能のうえではきわめて高い。いわゆる群居本能が、心の発達のための基礎としての社会的本能と、付随的にいかにわずかに関係しているかを事実がしめしている。猿と類人猿は、知能と感情の精神の発達では、肉食動物よりも上にあるが、肉食動物が反器動物の上にあるのと同じである。チャルマース・ミッチェル博士によると、動物のあいだでは猿類だけに模倣の能力が存在する。「他の動物類の知能についてのおびただしき逸話にもかかわらず、そして意識的な模倣を意味する言葉のまちがいに、飼いなされて訓練された動物たちのなかでの、ある人の個体的な経験をこえてのべられたこと、あるいは考えられたことには大きい困難があり、猿類の群の外部にそれについてのなんらかの真の証拠があるとは、わたしはおもわない」と、彼はいつている。

もしもそうであるなら、精神的な発達において人間の能力に猿が近いという強力な証拠は、一般的な観察さえもが模倣の「猿芸」とむすびついているところの能力以外にない。そのために、実際には高い精神的能力の非常に複合した多様性の現われである模倣の能力は、人類発達のもつとも重大な精神的基礎をなしている。「個々の人類の発達では、模倣は大きい働きであり、それをおして仔が単

なる動物的衝動の生活から自制、熟慮、そして真の意志の生活へみちびかれるのである。そしてそれは人類と人類の社会的発達でおなじような役割をはたしている。模倣はあらゆる集団の精神生活の最初の状態である」と、マックドゥガル博士は書いている。ついで、その能力は、母性的配慮のもとでひきのばされた未熟さの直接的な結果である。

生来の未熟さにおける、模倣によつて、経験と教育への感受性によつて自然的遺伝を修正する素質における、この進歩的な増大が、人間の状態と人間の心意をたかめた進化をしるしづけている。ひきのばされた未発達状態、おそい発達、生来的遺伝が決定的であるという説の修正が、人類ではもつともはつきりしている。

最初は矛盾しているであろう事實は、それらの状態の諸結果が理解されるときには、たやすく理解できるものになる。人間のもつとも近い動物種、すなわち類人猿の人間にたいする類似性は、大人におけるよりも仔においてもつとはつきりしている。「人間の子どもにたいする類人猿の仔の類似は、完全に成長した人間にたいする年老いた類人猿の類似よりもはるかに大きい。この類似は、脳の構造における類似よりも強いことをしめしていない。だが一生のすべての年月とともに、もつとも人間らしい類人猿の脳でさえも、人間の脳とは、あまり似ていないものになる」と、フィルヒョーはいつている。「すべての点で、類人猿の仔は、大人の類人猿が大人の人間にたいするよりも、人間の子によりちかいかい」と、フォークトはいいつ

ている。オラン・ウータンあるいはゴリラと低級な人類人種のあいだの類似は、それらの類人猿のうちの一つの類人猿の新しく生まれた仔、もつとよいのは出生直前の胎児がみられるときには、まったくちがつている特性をしめしている。類似はものすごいものであつて、それが類人猿の仔か、あるいはオーストラリア土人の子であるかを、人はしばらくはうたがうだろう。頭の型、顔と脳の相対的な大きさ、頭の頂上にかざられている頭髮の分布状態、なめらかで明るい色の皮膚、これらすべては幻覚をたすけている。未熟な類人猿が、十分に発達した動物よりも、人間、したがつてより高い型の人間により近いだろうということは、不思議におもわれるかもしれない。類人猿と人間のその後の相違は、成熟の過程における違いと一致している。動物は動物生活の諸状態のなかで、もつと急速に成熟し、これらの諸状態のもとで発達した祖型をより確実に再生する。人類の子は人類の諸状態のなかで、そして社会的遺伝と人類遺伝の影響のもとで、非常によりゆつくりと成熟する。人間では、自然的遺伝の結果が固定されたものになるまえに、自然的遺伝の決定的な力を修正する機会が動物におけるよりも大きい。

人間と類人猿のあいだでもたれていく成熟の速度におけるおなじ関連している違いが、人間の低級諸人種と比較して高級人種において、やはりあらわれている。野蛮人の子たちはヨーロッパ諸人種の子たちよりも、もつと早く発達し、はるかに早熟である。そして他方では、彼らの発達はより早く完成し、彼らは一層の修正と進歩の

能力がすくない。この現象はよく知られている。「野蠻諸人種の子たちは非常にすみやかに成熟し、彼らの子どもらしい性質は、ヨーロッパ人の子たちよりも早くうしなう」と、シュルツ博士は書いています。そして「世界のすべての地域における原始的諸人種のあいだでは、子たちは幼年時に知能では非常に大人びている、ということは興味がある事実であり、おそらくは何らかの意義のある事実である。……人種が低級であればあるほど早熟、その早熟の思春期での停止がますますいちぢるしいらしい」と、ハヴロック・エリス博士はのべている。たとえば、コンゴのバホロホ族のあいだでは子たちは、「文明人の子たちがなおも彼らの養育者の腕のなかにいる年令で」、いかにカヌーを漕ぎ、そしていかに狐を捕えるかをしっている。ナイジェリアのハッベ族のあいだでは、六才または九才の子たちが、彼らの親の家庭をはなれて小屋を建て、漁労と狩猟によつて彼らじしんで生活する。東アフリカでは、四才の子たちは「めざましい独立心をしめす」。アレウト族のあいだでは、一〇才の子たちがすでに猟師になつていて、妻をもつてゐるのはまれではない。おなじ年令で、オマハ族のあいだの子は、彼の父が猟師と戦士として知つてゐるすべてのことを、すでに学んでいた。チリグアノ族の七才または一〇才の子たちは、彼らの父たちとともに戦争や狩猟遠征にでかける。すべての土着のアメリカ諸人種のあいだでは、「生まれつきの諸本能は、おどろくほどおさない年令にある彼らの子にあらわれており、この特色では彼らは、生涯のおなし時期

にあつて、文化的な環境のなかで年令にふさわしくしつけられたわれわれじしんの子たちと、非常にちがつている」と、シュルツ博士はいつてゐる。写真をとられることをこのまない「一〇ヵ月をこえない」ナバホ族の子の奇怪な挙動を、彼はのべている。このちび小僧はやぶのうしろにかくれ、うずくまり、隠れ場所から隠れ場所へと走り、「近い距離にあるすべてのものを利用し」、そして「窮地に陥つてゐる小さいインディアンの子は、彼の祖先からの生来の本能のすべてで警戒し、あらゆる策略をもちいて、すべての人待ちうけた」。キルギス族のあいだでは三才の子はすでに馬に乗ることができ、六才で彼はラクダ群を監督する。シェフスール族のあいだではおさない子たちは成長した男たちとおなじようにふるまい、彼らの長老たちの会話にまったく自然にくわわる。似たような早熟は、マライ族、ポリネシア族、オーストラリア族について報告されている。

その野蠻人の早熟は、学校教育の習得物にかんれんして、しばしば指摘されている。野蠻諸人種の小さい子たちは、彼らの学習能力では、おなじ年令のヨーロッパ人の子たちと同等であるだけではない、実際にまさつてゐる。だが才能の他の面がある。ただ思春期の年令まで持続する。一二才ぐらいの年令のあととすみやかに減少するか、あるいはむしろ急に止まり、そしてヨーロッパ人の子はしばらくのあいだその最善の諸能力を発達させ、進歩をつづけるのに、野蠻人は、比較すると頭が悪くなり、もつと多く学ぶ欲望も、能力

もないことをしめしている。ヨーロッパの子たちによつてよりも、小さい黒人によつてしめされたより急速な進歩を証言する The Abbe Borghere は、「けれども、黒人の子たちは、このはげしい早熟にすぐに行きずまりがくる。そしてヨーロッパの子たちは学ぶことをつづけ、彼らの知識の蓄積に毎日なにかを加えるが、黒人たちは変化しないでとどまっている」と、のべつづけています。おなじようにギニア海岸の小さい子たちの、おどろくべき知能と才能についてのべているビンガー大尉は、「性的成熟にたつするやいなや、不幸にもすべての精神的発達がとまる。この完全な停止はほとんどはつきりしている。子の知能が発達することをやめるばかりでなく、それが退化するといわれるかもしれない記憶力がよわまる。彼は以前は賢かったが、ばかで、うたがいぶかく、くだらなくなり、人をだますようになる」と、つづくわえている。フアンティー族について、ウルズリ卿は「少年は大人よりかしく、すばやく、そしてより器用である。あなたは少年に、彼が思春期になるまでは、なにかをあきらかに教えることができる。そのあと彼は毎日もつとにぶく、もつとばかな、もつと無精な、そしてもつと役にたたなくなる」と、いつている。ガラ族のあいだではマーティアル神父によると、子たちはそのかしい知能ではいちぢるしいが、一五才ぐらいの年齢のあととは、彼らは満足してうぬぼれてしまい、なにも学ぼうとしくなくなる。「ヨーロッパ人では、より高い諸能力は生涯をとおして発達していくのに、カフィール族の場合では、より高い性質の発達

は一般に思春期の直後とまる。」思春期のあとの精神と知力の発達のおなじような停止は、たとえばブエプロ・インディアン族のあいだでスペンサーによつて観察されたように、アメリカ諸人種のあいだで観察されている。カンボジア人のあいだで、子たちは非常に知能の高いことが指摘されているが、「一五才ぐらいの年齢のあとでは彼らの心意は、静止ではないとしても、すくなくとももつとにぶくなる。一つの影が彼らの知能のうえにとまるようである。そしておなじ時期に彼らの諸特徴は、純粋な存在から粗野でみにくい存在になる。」ジャワでは「土着民たちが善良で注意ぶかい生徒になるのは、特に彼らのおさない年齢においていちぢるしい。だが、他方では、幼年期の後期には彼らは低下し頭が悪くなることがあきらかである」と、メツガー氏はいつている。メラネシアでは「一四才または一五才の少年は、彼の行儀と態度においてはすでに完全に成長した大人である。その年齢で彼らがうけるかぎりでの、すべての訓練と教育が完成される。すでに学ばなくなつたところの彼は、彼の全注意と活動が生活の日々の必要にそなえるために必要となる後年には、決して学ばないであろう。彼らの知能の輝きがいちぢるしかつた幼年時代の少年たちが、もつと後年に比較的頭が鈍いといふことは普通の経験である。宣教師団によつて設立された学校で、一二才から一四才までの子たちが、容易に、早く学ぶことがしばしば観察される。だが思春期の出現とともに彼らにはわかにおとろえ、もはや彼らの進歩を維持しない。」おなじようにニューギニアのバ

ブア族のあいだでは、「知識と教育における子たちのはやい進歩は、思春期にすみやかに減り、そして心の硬化のようなものはじまる」

人間のより高い諸人種にかんしての先天的優越は、本質的には発達のよりおそい速度にあり、これによって本来の遺伝の固定力が、社会的環境と伝来の遺伝とのもつとながびている修正作用によって妨害されるのであり、変化と率先と進歩の力が結果として非常に増大している。これらの人種の肉体的な特徴は、より幼児的な型の持続をしめしているようである。彼らの特徴である染色体の欠如は、動物界においては例外であり、幼児的な特性である。北方の人びとのとどまることのない精力と率先力が世界をかきみだしたが、その人びとの明るい皮膚、うつくしい髪、そして青い眼は、成熟した動物と人間では変則であるが、黒色諸人種の未発達の胎児では普通である。

そのゆっくりした発達が、生存と自己防衛のための必要からひきおぼされた救援によって可能となり、おそらくは直接的に由来した。未成熟な下級哺乳動物、未成熟の猿、野蛮なあるいは文明化された未成熟の人間の子は、進化的発達の序列を強めながらそれぞれさまざまな段階にあるが、固定し変化しない自然的形質遺伝の影響ではなくて、現実的経験の影響のもつとで、発達することができた。同時にそれらは、原始的な脊椎動物の幼虫たちのように、まだ十分に成長していないのに、社会と生存競争に直面させられていない。それらは最初に母性器官の生理的供給により、あとでは母の配慮の保護本

能によって、ゆっくりした成長と教育の過程のあいだは保護されている。

仔をよりよく育てるための生理的適応は、高等動物の諸型における生物的能力の発展をしめしているが、おなじ目的を遂行しようとする心理的反応を伴っており、もつと長びかされた幼時期のあいだじゅう母によっておこなわれる保護的配慮をもたらしている。これらの心理的気質を母性本能とするのが普通である。だが彼らの仔にたいして動物の雌によってしめされる行為様式は、本能の性質についてのどのような解釈とも関係のない客観的事実である。後者の用語はおそらく、遺伝的神経気質の概念とあまりにも独占的に結びつけられているが、それに反して遺伝本能の多くのもつともいちぢるしい現われは、生化学的条件の現存する神経構造にたいする効果に、それらの有機的根拠をもつとしめすことができる。反作用の諸形態をあたえる遺伝気質の機構にかんする諸理論は、動物の行為の客観的事実には本質的關係はない。そして遺伝気質が本能と称されるべきか、あるいはなにか他の用語によって記述されるべきかは、たいしたことではない。

われわれが下級動物における母の「愛」と献身について話するとき、われわれは行為の諸現象を、伝統的文化に多く負うている概念上の情緒の用語によって解釈している。その原初的形態では、そして実に動物界のより大きい部分にわたって、母性本能の作用様式はいちぢるしく生理的である。ハツカネズミの雌は妊娠期のおわりまでは、

その種族の仔にたいする関心をあらわさない、ラボールはしめた。受胎していない雌たちは、おさないハツカネズミたちに注意を払わず、妊娠後期までは、その雌たちのまえにだされた仔のおいをかぎ、なめ、そして仔を運びさる努力をしめさない。強くしめされる本能の現われは、仔が生まれたあと六週間ぐらいで、まったくおわる。定期的な月経がはっきりして、その際には乳状の分泌物があらわれた処女の雌狐についての、興味ある観察をロイゼルは報告した。それらの期間のあいだ、処女の雌狐は非常にそわそわして、なにかをもとめているかのように、いたるところをさがした。一腹の仔兎があたえられたとき、雌狐はまったく満足し、それらをなめてかわいがり、仔たちに母性的な心づかいをおしみなくしめた。このような現象は排卵期ともにおわった。下級脊椎動物のあいだでは、仔たちの保護のための保育袋、あるいは表皮のくぼみのような原初的な母性装置が、その動物の仔たちのために食料として役だてようと思つていた寄生動物によつて、しばしば盗まれた。だが仔たちになりすました、あるいは母性的配慮をだました侵入者にたいする母有機体の行為は、その仔たちにたいするのとおなじである。雌蟹は、もしも付属器官にはいつている成熟した幼虫にふれると、おこつて毛をさかだてて攻撃の準備をするのである。この行為は母の気づかいと献身についての雄弁な長広舌のためのすぐれた機会をあたえるであろうと、ジートル博士はいつている。だが母蟹は、保育袋が、有害な寄生虫によつてぬすまれていても、いぜんとしておなじ

ようにふるまう。しめされているように、多くの動物では、母性本能の反応は、大きい物理的刺激に応じてあらわれる。乳腺の不快な緊張を除去するために雌によつて乳児がさがされる。そして腺がからになると、母性的配慮がやむ。鳥類における孵化は、坐わることから起こる消耗と発熱と、そして腹壁の刺激的な充血に関係しておこる。巣につくことがたくみでない鳥類では、その欠陥はイラ草で腹皮を摩擦することによつてたぶん補なわれるだろう。けれども、母性本能は純粹には生理学的基礎をもち、そして根本的にはその器官の一定の化学的狀態によるという事実にはなんら不思議なことはない。おなじことは、すべての感情と情緒についても正しい。われわれのもつとも高尚な、そして洗練された概念上の感情は、快不快の肉体的感覚から発達した。行為の破壊者としてのそれらの作用は、それらの傾向、あるいは「目的」をなんらか感づくこととは関係がない。動物の母性的感情は、人類の愛の感情のなかに含まれた高められた概念上の連合と、正確に比較されることはできないということとは、結局のところ誤りである。ある生理的諸状態への雌鶏や雌羊の反応は、母性愛の表現であるとわれわれはいう。なぜならば、それらは衝動の発現であり、しかも衝動の絶えざる作用と発達において、人類の感情、母性愛の概念的感情になるだろうからである。

母性反応は、それらが有効に作用することができるころの諸状態にたいする、きびしい関係において発展する。母性反応は進化の産物であり、生命の本源的衝動ではないということとは、その他の多

くの事実のうちで、個別的な母のなかで十分に発達するための多少の期間を要求するという事実によつてしめされている。それらの仔を守るために自分の生命を提供するであろうおなじ雌動物が、新しく生まれたものたちを食うのは全く普通であろう。哺乳動物の雌たちは乳の分泌を増進させるためといわれているものを食べて、産後の処置をするのが普通である。そして臍の緒を食うことと、それに所屬するところの仔を食うことをはじめるのは、それらにとつて普通のことである。肉食動物の母たちは、平静をみだされたりこわがらせられたりするときは、いつでもそれらの仔を食う傾向があるということが観察される。雌豚は一般にそれらの仔をむさぼり食うのは、

「雌豚たちの所有者たちが、仔たちをあまりにも自由にとりあつかい、またそれらを場所から場所へ移すからであり」そして「もつとおとなしい犬や猫の種属が、この恐ろしい、そして途方もない殺害の罪を犯す」。トナカイは常にその二番目の仔を噛み殺すといわれている。人類の母自身では、母性愛は経験によつてさそいだされることが要求される。伝統的そして洗練された感情の影響は別として、新たに生まれたばかりの特に魅力ある様相をしめさない子をみたとき若い母の最初の本能的、そして無意識的な反応が、激変の一つである。このような状況で母がその子を身ぶるいして身をさけ、子を見ることを拒否するということは、産科医たちのまれな経験ではない。「もしも母がフレイベルの忠告にしたがわず、出産のまえに彼女の子を愛するようになるならば、母性本能が充分に起こるまえ

に子にたいしてときには危険である短期間があるということが不思議ではない」と、するどい観察者はかいている。その瞬間の幼児殺しは、野蛮人の母たちや文明化された母たちの双方のあいだでは普通であるが、すこしあとは幼児殺しは困難であるか起こりえないのである。出産時における幼児の死は、仔にたいする一般的な欲望の失望をのぞいては、ふつう母を比較的冷淡にさせる。感情的結合である愛が、それが存在できる以前に、これらの結合を形成することを要求するだろうということは、心理的必然である。たとえ欲望と性的牽引とが愛情に先立つとしても、現実には「一目みて愛する」というようなことはありえない。

母性本能が有機的進化の長い過程で、いかにゆつくりと、不安定に、偶然に発達してきたか、生殖衝動の作用が純粹に有機的な準備から、その卵と仔への注意と関心へと、生理的表示から心理的表示へと、いかにしだいに變形し移行したかは、現存している二六〇〇種あまりの爬虫類のうち半ダースたらず——一頭または二頭の鱈、そして一つがいの蛇——は、どちらも孵化の前または後で、それらの仔にたいしていくらかの注意をはらうという事実によつて判断されるだろう。しかも爬虫類は、親の配慮の伝統的な典型である鳥類の直接の祖先である。

鳥類の母性的配慮は、すでに指摘したように、仔の早熟または未熟の状態から起こる必要にしがたつて変化する。母性的配慮は肉食鳥においてその最高の発達にたつし、それらの仔たちの給食のため

により多くの食料を用意するばかりでなく、仔たちにもつと長期の念のいつた教育をさすけねばならない。母性的な配慮と愛情が鳥では、きわめて短期間のものである。仔たちが独立する段階にたつするやいなや、仔たちにたいする親たちの態度が、「たえまない心づかいから、にわかにも公然の敵意へと変わる。それらが長いあいだ、そして誠意をもつて養育した仔たちに敵として対し、しぶんの住んでいるところから永久に追いはらう。」渡り鳥類では、それらに移住をうながす本能が、母性本能よりもより強い。ツバメとイワツバメは秋には移住本能によつて駆りたてられ、しばしば彼らの巢だちのできない離を遺棄し、それらを見殺しにする。

哺乳動物のあいだでは、母性的配慮は、その持続では同様にきびしく制限されている。とはいつても或種では鳥類におけるよりも永続される。「動物は新しい仔たちの出生のあとは、前の仔たちを注意しなくなる。」とくに草食動物のあいだでは、仔はもはや授乳が必要でなくなると、母から拒絶され、それ以後は緑のないものとしてとりあつかわれる。認められることさえない。大ざっぱにいえば、草食動物のあいだでの母性本能は、生まれるまえの配慮にかぎられ、とくに若葉を食う種属のあいだでは最初の二、三日のあいだにかぎられているが、その二、三日のあいだは仔たちは適当な場所にかくされ、母は乳児のために規則的な間隔でおとづれる。仔たちの防衛は牛の種属だけにみられる。ほんたいに肉食動物のあいだでは、熱烈な心づかいと仔たちにたいする激しい防衛が慣例である。けれど

も大きな変異が観察される。アザラシのあいだでは、たとえば、「仔たちが年老いたアザラシによつて繁殖場所できりあつかわれる冷淡さは、いくらか不思議である。わたしは「雌がその仔たちをかわいがり、なでまわしたりしているのをみた」ことがないし、「ハレムからちよつと離れてはぐれると、母の目のまえでつつかれて殺されるが、母は少しの関心をもしめず様子がない」と、J・A・アレソン氏はのべている。アザラシの雌は餌あさりから繁殖場所へかえってきたとき、雌羊のような鳴き声をたてて彼女の仔たちを呼び、応答の鳴き声によつて、その他の多くのなかで、彼女の仔をすぐにもとめるが、もし応答がないときは、仔は眠っているか、または道にまよっているかであつて、母はねるためにおちついて身体をねじまげ、懸念をしめさない。これに反して、セイウチの母は仔の防衛に死ぬまで戦うだろう。鯨のあいだでは母性的配慮はつねに激烈で英雄的である。「セミクジラの雌は彼女の子がおそわれたとき異常な母性的感情をしめす。そして捕鯨の仕事のたびに親はその仔をまもるために、自分の生命を犠牲にするという親の多くの例がある。」「危険にたいして無智な仔鯨は容易に銜でうたれるが、そのとき母の愛着が、捕鯨船のとどくところに、ほとんど確実に母をつれてくるほどにあきらかにあらわれる。それで仔鯨は値うちにはほとんどないが、母にたいするわなとして仔が打たれた。」はやく成熟する齧歯類動物は、生まれるともまなく親たちによつて追いはらわれるけれども、母性本能が継続するみじかい期間のあいだは、それがまったくいぎ

いきとあらわれる。母ともにもいるハツカネズミの仔たちの巢は、家がこわされるあいだに運びさらされ、すべての家族がシャベルによつて掘られても、母は動かなかったが、このような英雄的行為をしめすことは、母性本能によつてつくられたなにかにひとしいといえる。他方では、母と仔のあいだの結合が一年以上もつづく象については、「象の雌は彼女の仔にたいして特別の愛着をしめさない」と、云われている。

猿類や類人猿のあいだでの母性本能のはげしい堅実な表示の型は、それらと他のすべての哺乳動物のあいだの対照をつくるほどであり、形あるいは構造におけるいくらかのちがひよりも大きいのである。

「猿の愛」は愛におぼれる母性的溺愛をしめすためのドイツ語でのふつうの表現であり、溺愛のあらわれについての記述で記録はみたされる。母猿の緊張した注意深い心遣い、そして彼女の仔たちのことを熟考して何時間もすわっているような厳肅なかなしさは、しばしば注目されている。またヒヒの母たちは、よくその仔たちを洗うために流れにつれていく。そして尾巻猿は仔をくるしめている蠅を注意ぶかくおいはらって仔たちを世話している。「その仔の死亡による雌猿の悲しみは非常に激しく、北アフリカでブレイムによつて保護されている或る種の猿の種の死をつねにもたらしした。」仔にたいする母猿の愛情は非常に大きく彼女を完全に支配している。危険のおそれがあるときには、彼女のたよりない仔たちの安全を心配して、彼女はまったくじぶんをわすれる。わたしはかつてナタール地

方でオランダ人の農場主と一緒にいたとき、わたしたちは偶然にも果樹園のなかで数頭の猿たちをおどろかせた。彼らはいそいで地上へとびおり、附近のとげの多いやぶのなかへにげさつた。そのあとを猟犬が追つた。そしてその腕のなかに、どちらかといえば重すぎる仔を抱えていた一頭の雌猿は、ほかのものと歩調をそろえることができず、安全なやぶにすぐに着くことはできなるとすると、一本のはなれた木にとびあがつた。すぐに犬が下から彼女にはえかかつた。わたしは友人に、猿を射撃するのをおもしろとどまらせようとした。だが彼は、これらの猿たちによつてときどきもたらされた損害を非常にこつていたので、彼は銃をとりあげて発射した。母猿は発射しようとしている彼をみて、とびまわつて彼女の体を銃と彼女の仔とのあいだにおいた。彼女は一発の弾丸を背にうけ、おちるときにむなしくつかんでいた枝のあいだからころがりおちてきた。犬たちを追いやって、猿をみにいくと、仔のうえにおおいかぶさつて、なおも彼女の体で守ろうとしているのを、わたしたちはみた。赤ん坊をしつかと彼女の胸に抱きしめて、母猿はその両目に無限の悲しみをたたえてわたしたちをみつめた。……わたしたちはその瞬間、それは猿にすぎないことをわすれていた。彼女の身ぶりや表情が人間のそれに似ていて、わたしたちは罪をおかしたと感じたほどであるからである」と、フイツツモンス氏はのべている。ちがつた種の雌猿たちが、それらの仔たちのためにじぶんの生命をつねに犠牲にし、最後の瞬間までそれをまもる努力をするようすの、ほとんどま

つたく同じような記事が多数ある。一頭の尾巻猿が、群の全部がにげさつたあとで、彼女の仔のよび声でかえつてきて、それを救おうと三度のころみのあとで死んだ。雌ライオンや雌虎のような肉食動物は、それらの仔をまもるのに非常にはげしいが、ときには彼らをみすて、一度仔はみすてられると、彼らはめつたに母によつてさかしもとめられない。飢えているとき雌虎たちは、それらの仔を殺して食うことさえも知られている。猿類のあいだではおなじような行為の事例はしられていない。彼らにあつては母性愛の発展は、あらゆる比較をこえて、より大きい。生理的準備——それによつて妊娠期間が延長され、成熟がおくらされる——と、個別的経験と社会的教育の作用の双方が、遺伝本能のそれと大きくとりかえられ、母性的機能から母性愛への心理的変質が、どんな動物の形態におけるよりも、霊長類ではより高い発展にたつしている。

非文化的な種族の女たちのあいだでは母性愛は、感情と衝動がもつと複雑な統御力に従事している文明化した女たちの場合にぶつうそうであるよりも、多くの点でもつと顕著である。野蛮な女たちにおける母性感情の現われは、高等動物の現われに、よりよく似ている。彼女らは文明化された母たちよりも、よりはげしく、より衝動的で、おそらくもつと浅はかで、もつと耐久力がないのである。「彼女たちの感情は合理的ではない」と、トッド博士はのべている。子たちにたいする体刑は原始社会ではおもいもよらないことである。「これらの諸地方、そしてブラジルの諸地方のすべての野蛮な諸部

族は、われわれがたしかめているように、子を懲らしめることができなしいし、または懲らしめられた子をみるのをがまんすることができない。これは、彼らの子たちに教えようというわれわれの意図を實行するのに、大へんなさわざをひきおこす」と、神父ル・ヂェウネはのべている。白人が子をよく残酷になぐるので、彼らは子たちをもつ資格があるとは、エスキモー人はかんがえていない。宣教師たちはその点にかんして、つねに困つていいる。宣教師たちの一人は、「彼らの子たちが、ときどきいぢちるしい不行跡のために、宣教師の命によつてすこし懲らしめられたとき、親たちがさして腹をたてないならばそれでよい。だがその親たちが彼らの息子たちや娘たちのこのような有益なこらしめをたえしのぶかわりに、彼らは非常に立腹し憤慨し、とくに母たちは復讐の女神たちのように金切り声をだし、じぶんの頭髮をかきむしり、じぶんのむきだしの乳房を石でうち、そしてじぶんの頭を木や骨の一片で血が流れるまで切りさく、そのような場合をわたしはしばしば目撃した」と、いつていいる。

われわれがもつていいるほとんどあらゆる記事が、野蛮人の母たちによつて彼女らの子たちにしめされる愛情のあざやかさを特に指摘するのに、非文化的な諸部族にかんするほとんどすべてのわれわれの報告が、夫たちと妻たちのあいだの、やさしい感情のしるしがないことを強調していることは注目し値いし、意味ぶかい。だから例えば、エスキモー人については、「野蛮状態にあるあらゆる他の人間のよう、い彼らはその妻たちを非常に冷淡にとりあつかひ、無視する」と、い

われている。だが他方では、母性愛は「強烈でやさしい」と、いわれている。プティオ神父は彼らについての話のなかで、「母性感情では、われわれは野蛮人にとっている」と、のべている。あるいはまた多数の報告が、デニー族のなかでの両性のあいだの愛情にかんしては、きわめて悪くのとっている。「もしもあなたが笑いをおこさせたいならば、夫婦愛についてデニー人に話してみたまえ。われわれはその感情をつくりだすことを餘儀なくされている。そしてわれわれは今やそれがすこしずつ現われるのをみはじめている」と、或る宣教師にいつている。だが「これらの人びとのあいだでは、母性愛が思慮分別のあらゆる暗示や、聡明さのあらゆる理性的行為が消滅する点にまで発達した。」われわれの言葉の意味での両性のあいだの愛情は、「北アメリカ・インディアンにはしられていない」と、いわれている。だが神父テオダートは「われわれがわれわれの子たちにするよりも、彼らはその子たちを愛する」と、いつている。オジブワ族のあいだでは「わたしは夫と妻のあいだに、社交のようなにかを、いままでほとんどみることがない」と、オジブワ人であるピーター・ジョーンズはいつている。だがおなじ立証は「どの母も、じぶんの子を愛することはできない」と、いう事実のための証拠をあたえている。ギアナのインディアンのあいだでは、母たちのその子たちにたいする極端な愛情が記されているが、父は子たちにすこしも注意をはらわないといわれている。母性的やさしさのおなじような現われが、ブラジルの未開諸部族についても報告されているが、

彼らのあいだには夫婦愛は明白ではない。パタコニア族のあいだでは、子は「その親たちの全愛情の対象であり、子の最少の必要あるいは強要をみたすために、もし必要であればもつとも大きい窮乏に、親たちはたえしのぶであらう。」彼らの子たちにたいする愛は、「まったく途方もないのである。彼らは子たちにたいして極端な従順をしめして、諸部族すべてが一地域を去るのも、あるいは適当であるよりも長いあいだそこにとどまるのも、子の気まぐれを満足させるためにすぎないほどであった。」フェゴ族のあいだでは「夫婦愛は存在しない」と、われわれは話されているが、母性愛はきわめてやさしくあざやかである。

オリノコ族の女たちは、彼女らの子たちが病氣したとき、彼女らじしんの舌を串で突き刺して、その血を子の身体にぬるが、これが子の回復をうながすであらうと信じている。彼らはその方法を子が回復するか、または死ぬまで、毎日くりかえすであらう。ニューサウスウェールズの原住民のあいだでもおなじように、母たちはその子たちが病氣であるときに、回復させるために彼女らの血をあたえる。オマハ族のあいだでは、これは戦時における慣行であつて、彼らが敵に不意に襲われたとき、女たちのために地面に穴が堀られ、そこに彼女らじしんとその子たちを隠し、その入口がおおわれた。ある母がその子たちを「隠れ場所」におき、その入口を閉ざすまえに、敵によって不意に襲われたが、彼女は死んだふりをしてじぶんの体を蓋をし、動かないで頭蓋皮をとられるのにまかせたとのべられて

いる。サモアでの部族戦争のあいだに、「一人の女は彼女の息子の生命を救うために、彼女の息子の上におおいかぶさつて、彼女じしんを頭から足先までめつた切りにされるのにかかされた。女を殺すことは卑怯と考えられていたし、彼らはただちに彼女をとりのぞいたであらう。彼らがのぞんでいたのは彼女のちいさい息子の首であったが、彼らはそれを手にいれることができなかった。」 東部アフリカのワゴゴ族のあいだでは、母たちが奴隷狩りたちにじぶんの息子たちをかわりにしてくれと懇願した。ブッシュマン族の女たちはその子たちを取り返すために、おなじやかたでじぶんをあたえた。ホッテントット族のあいだでは男と女のあいだの愛情が欠けていることが、しばしばいわれている。だが飢饉で食物が彼らに持つてこられたときに、女たちはその子たちが食べおわるまでは手をつけないであらうとのべられている。おなじことがアレウト族、レッドリヴァー植民地のインディアン、タスマニア族について報告されている。マダカスカルの原住民については「夫と妻のあいだの愛の概念はほとんど考えられない。」 男と女のあいだの関係を、感情あるいは愛情の完全な欠如として、諸記録は一致している。だが同時に、「子たちにたいする親たちの愛ははげしい。」 「幼児が取りあつかわれる愛情にまさるものはない。あまやかしが他のことよりも、もつとしばしば過度になされた」と、われわれは聞かされている。そのようにまた、ボルネオのダヤク族のあいだでも子たちがあまやかされて、彼らのもつともくだらない気まぐれをほ

しいままにしている。野蛮人における母性愛の強烈さは、ブッシュマン族、フェゴ族、セリー・インディアン、アンダマンのネグリート族、セイロンのウエダ族、マラッカ森林地帯のサカイ族、アイヌ、ニュー・ヘブライド島人などのようなわれわれが知っている最下級の諸人種について指示されている。オーストラリア族の女にとつて、彼女の子はもつともささげられた愛情の対象であり、「溺愛と、取りあつかいのあまやかしとは制限はない。」

こうして、母性愛は両性のあいだの愛情よりも、より古く、より原始的で、より基本的な感情形式であるようである。そして実際に、やさしさと愛情とをもっている性的牽引の結合は、一般に仮定されているようにには本来的な関係構成ではなく、比較的に後期の心理的所産であり、それは特別な社会的そして文化的な諸要素に多く負っている。

やさしい愛情の情緒が、両性のあいだの牽引の一部分であり本質であると、ほとんど一般には仮定されていた。その牽引は慣習的には「愛」とよばれ、感情は性的衝動と同一視されている。動物界を通じて性的牽引は、愛のあらわれのようによばれており、われわれは鳥類と獣類の性生活をロマンチックで情緒的な感情の諸用語で解釈する習慣がある。シラーを引用して、生活は飢えと愛によって支配されている、とわれわれはいう。その用語は植物の繁殖過程、分子の牽引、引力の法則、そして球体の調和をふくむまでに拡大されもしている。自然を愛の讃歌がみなぎっているかのように記述し

ている詩人たちと、科学的著述家たちがあらそつてゐる。

これらの広く流布している言葉や思考の様式は、生物的そして心理的な諸事実に對しての深い誤解にもとづいてゐる。両性のあいだの牽引は、われわれが「やさしい情緒」、愛情、愛としてしめしてゐる情緒の系列と、本来的に、あるいは一般的に結びついてゐない。これらには有機的進化の過程のなかに比較的におそく発達し、まったく違つた諸機能と関連して生じた。原始的な、はるかにもつと一般的な性的衝動の結合は、愛をとまなわぬ。だが、無情な残酷さという相反する情緒、苦痛のたのしみ、苦痛の場面をとまなつてゐる。

生きてゐる物を動かす基本的衝動とむすびついてゐる愛もにくしみも、親切さも冷酷さも、化学的反応以上のなにもでもない。他の個体の苦痛と受難は、根本的には快でも不快でもなくて、無関心である。けれども動物進化の動向が、苦悩の場面を愉快な満足させる情緒の対象物としてきた。動物は餌食する存在であり、ずたずたはされ、血を流し、あるいはまた難をうける弱い無力な動物の知覚は、動物生活の一般的な性質にとつては犠牲、食物を意味する。危害をうける動物が同一種属にぞくするか、あるいは密接な結合にあるかは違ひとならない。すべての肉食動物と齧齒類は共食いをする。肉食動物のあいだでの番いのお氣にいらりの見本をあたえるライオンや虎は、一般に連れ合いを殺してむさぼり食う。アンダーソンはカモシカの死骸をめぐつて雄ライオンが雌ライオンといかに争ひ、一その妻を殺したあと、冷酷にも彼女を食ひさへした」と、アンダ

ーソンのがのべてゐるが、おなじことが他の観察者たちによつて報告されてゐる。傷ついたが逃げた雌のヒョウが、二、三日後にその体の後半部の半分を彼女の連れ合ひによつて食われたのがみいだされた。母が殺されて孤児となつた半熟の虎の仔たちが、彼らの父に襲われて食われた。ニューヨークの動物園で雌の連れ合ひをあたえようとされたジャガーは、たがいの連れ合ひになれるために、隣接した檻のなかに安全にいれられた雌にたいして、大よろこびのつよい愛着の情の身ぶりさへみせた。雄のジャガーはごろごろと喉を鳴らし、雌の前足をなめ、ひどい恋の病にかかつた求愛者のようにふるまつた。ついに二つの檻のあいだの隔壁を取りさられて、雌をその愛情の対象といつしよにしたとき、雄の最初の行為は雌ののど笛に襲いかかつて、噛み殺したことであつた。おなじことが、一頭の雌熊が灰色熊のもとへ入れられたときにおこつた。雌雄を結合させる危険は、動物園などでは日常的なことである。狼たちは一般に彼らの相手を殺して食う。雄ハツカネズミが、明白な理由もなしに雌たちを噛み殺して食うことは観察されてゐる。群をなしてゐる動物では、病氣の、あるいは傷ついた個体は群からおいはらわれ、あるいは角や牙で死ぬまで突かれ、噛みつかれるのが普通である。

性的牽引、または適切に呼ばれてゐるような性的「飢」は、貪欲の一形式である。雌細胞と接合しようとする雄細胞の目的は、主としてその栄養を増進するためであるが、それは食物をもとめるのとおなじ仕方で、そしておなじ基本的な衝動によつておこなわれる。生存の原初的形

態では雌は雄をさがしたり、あるいはもめたりしない。だが性的繁殖の確立とともに、雌もまた彼女の繁殖の増大と栄養のために必要な物質として、同化の対象として、雄を要求する。そして卵細胞が精液細胞と同化するのとおなじ方法で、ワムシやクモ類のようないくつかの生存の形態では、雌が雄をむさぼり食い、同化する。

雄と雌の双方とも、「愛」あるいは性的牽引は、本来的にそしていちぢるしく「惨酷」である。それは苦痛を加えることによって必ず満足させられる。それは飢えとおなじような惨酷さである。それは性的衝動とむすびついた直接的な基本的な、そしてもつとも長いあいだに確立された情緒である。動物の雌は雄を捕えてなぶったり噛んだりするが、これにたいして雌は自由に歯と爪をつかう。そして「恋人たち」は、性的格闘によって傷つき、ずたずたに切られることになる。甲殻類は戦いで、一本あるいは二本の足を失うのが普通である。すべての哺乳動物は、これらの場合に例外なしに歯をもちいる。雌は受胎するやいなや、猛烈にうなりながらふりかえって歯でもつて雄を攻撃し、雌はおそれて追いはられると、ラクダの交配をバラスはのべている。ジャガーの番いの性的結合はおそるべき格闘であるとレンガーはのべているが、はげしい「求婚」がおこなわれた一〇〇フィートの地域にわたって、折れた枝がまきちらされ荒された森林を、彼はみいだしたからである。両性の集りは、一頭の肉食獣とそのいけにえとのあいだの戦いのために、衝動によって傷つけ、血をながし、殺すと解され、二頭のあいだのすべての区別

がしばしば破られる。それは愛の讃歌というよりも、惨酷なさげばをもっている広くおこなわれる自然としての、性的衝動とよぶことがより正確であろう。多くの動物の雌たちによって雄にたいする従順さにしめされている慎重さ、受精がおこなわれるやいなや離れるために、たいしては示される迅速さは、「内気さ」よりも、むしろこのような関係にもなっている危険によるのが多いであろう。

性的衝動と惨酷さのむすびつきは、よく知られているように、基本的にしつかりとうちたてられたものであり、その現われはしばしばやぶられる。そして人類では、たぶんまったく欠けることはない。M. P. Ewinsによると、接吻は愛の噛みあいから発生した。ヨーロッパの多くの地方では女たちは、彼女らじしんの肉体に彼らの歯による歯跡の明白な印をつけなければ、彼女らの恋人あるいは夫の愛情を信じない。サベージ・ランドア氏は、彼が若いアイヌ女ともつちあいな恋愛事件をかたっている。それらは原始人たちの習慣とはいえ、その若い婦人は最高の求愛をした。ランドア氏は、「もし彼女のいちやつきかたがあんなにまで異常なものであり、へんてこなものでなかつたなら、わたしはこのちいさいエピソードを話さなかつたであろう。彼女には愛することと噛むこととがいっしょにおこなわれた。彼女はその一方をせずに他方をするのができなかつた。わたしたちが薄闇に石のうえに腰をおろしたとき、彼女はやさしくわたしの指を噛みはじめたが、情深い犬がその主人にたいしてしばしばするように、怪我をさせるほどではない。それから彼女は

わたしの腕を噛み、そのあとにわたしの肩を噛み、そして彼女が情熱で興奮したとき、彼女はその両腕をわたしの首にまきつけ、わたしの頬を噛んだ」と、いつている。この若い旅人はこの事件を途中でうちきつた。彼はいたるところを噛まれた。西コーカサスのミグレリ族のあいだでは、娘の婚約は、彼女の恋人によつて彼女の乳房をしっかりと噛むことによつて歯形をいれることである。古代エジプト人のあいだでは、エジプト学者たちによつて「接吻する」と翻訳されている言葉は、「食う」を意味している。恋人たちによつて彼らの愛情の対象を「食う」と表現された欲望は、おそらく彼らが知っている以上の、より邪悪な生物的な追憶をふくんでいる。

やさしい情緒と愛情との現われは、動物界のほとんど全体をつうじて、一つのあいだだけ、すなわち母と子の関係とのむすびつきでみいだされる。雌を抱く鳥類では、雌が卵のうえにすわっているあいだの、雄の協力がどうしても必要であり、もともととは仔へむけられた情緒が性的連れ合いにたいしてひろげられたのである。原初的脊椎動物である鳥類では卵の孵化にたいする雄の関心を、雌の方へむけられるべき、おなじような心づかいのいくらかが、おそらく原因となつた。季節的な連れ合いをもたらす拡張は、鳥類では、長期にわたつて卵をだくことによつて孵化する諸種属にきびしくかざられている。そして卵をだくことをしない場合では、雄と雌のあいだの結合も、なが続きする引力もない。チャンス氏が指摘しているように、「彼らは彼らの仔の世話をしないときには、言葉のふつう

の意味での番いになることは、鳥類には必要ではない。」

哺乳動物のあいだでは事情がちがつている。番いをなす生物的要が、おこらない。妊娠している雌と授乳している雌は、或る程度のハンディキャップはあつても、彼女は助けなしに彼女の諸機能を遂行できる。巣造りする鳥類のあいだでの連れ合いの発達をみちびいた協力は、哺乳動物のあいだではみいだされない。仔が普通の対象であるやさしさの情緒の雄への拡張は、哺乳動物のあいだでは、雌の雄にたいする態度では普通のものである疑惑と敵意にうちかつところの寛容よりも、強くは一般的にはあらわれない。仔の誕生のあとでは、代用の対象にたいする配慮が、その自然の経路へもどり、雄が嫌悪の対象になる傾向がある。情緒の周期的な変化は、文明化された女においてさえ、なお一般的であり、彼女は子が生まれたあとと夫をがまんすることがほとんどできない。母性感情が性的連れ合いに真実に移ることは、ただ真の同情が可能であるとみられる猿類よりも下の哺乳動物ではおこらない。より低い人類文化では、やさしい愛情と性との結合は、大部分は女たちによつてしめされたようである。男の無関心が一貫して報告されているのに、男の連れ合いにたいする女たちの献身については、つねに語られている。たとえば北アメリカ原住民の妻たちは、彼女たちがとりあつかわれる冷淡さにもかかわらず、「男たちにたいする彼女らの配慮と愛着はいちぢるしくて、極度の心づかいと懸念をもつて、男たちの身のうえをたえず注意している」と、いわれている。アフリカの首長の多

くの妻たちは、彼女らを彼が枕や足台としてつかうが、そのように使用されるものの光榮と、彼女たちの主人にたいする心からの崇拜とのために、張り合っている。

雌におけるやさしい情緒と性との結合は、雌における結合よりもずっと発達した社会的な所産としてあらわれ、雌においてはそれはより直接的な生産物状態にもついている。雌との結合を長びかせるやさしい感情は、雌の機能と本能とに関係がないばかりでなく、この感情は雌の性的衝動の特性にたいして、あからさまに対立しており、反対である。二つの精神的現われである愛と欲望は、その起原と機能ではまったく区別される。男性的衝動の惨酷な飢えは、連れそいの愛情とまったく調和することはけつてできない。「歓樂と同様、感動からへだたれているものはない」と、ラマルテイヌは觀察している。シェーク・ニフザビのような性悪な遊び人たちは、女を非常にやさしく愛さないで性的満足のためより大きい享受の重要性を強調している。文化的、社会的な原因が、女を性的犠牲性とみなし、また女を母の代用物とみるという性的牽引の二つの形式が雄のなかで結合するのをみちびいたにしても、それらは起原と機能では異なっており、本質的には対立したままである。愛、やさしい感動は、精神的無気力のふつうの原因であり、多くの恋人たちのなかがかかつた達成を、ロマンチックな熱情の失敗と、われわれはみる。センチメンタルな愛の高度な発達は、じつは減退された繁殖力の現われであることが暗示され、最後には種族の滅亡の傾向があるであ

らう。性的牽引の二つの要素、すなわち性的衝動と「愛」または連れ合いの衝動とは、あとでみられるように、原始的人类社会においては本質的に区別される。性的関係は性的結合を意味しないし、性的結合は本来的には性的関係とはみなされない。

やさしい感動と愛情は、それらの起原を、性的牽引のなかにはなく、母性反応のなかにもつている。母と子のあいだの関係は別として、情緒の様式の芽ばえは競争的獸性的のなかにはない。まさに雄にたいして移された雌の愛情は、母性的情緒の直接的な由来物である。生物的衝動と直接的な対照にある同情的、温情的、愛他的性質のようなあらゆる情緒は、動物にはほとんどまったく欠けており、人類の心理の特殊な性質であり、母性的反応の拡張である。それらは存在の全可能性を母性的情緒の発達に負っている。

それらの母性的やさしさのより高度な由来物は、大部分は進歩した文化の現象である。だが、人類種族のたよりない幼年時代のかつてない延長とともにすすんだ母性本能の発達と延長された作用は、まさに最初からより重要な諸結果さえもついていた。動物界からの人類社会の出現の事実、これらの性質の発達にはつきりいえば由来している。

母性的配慮と保護の範囲は、子の精神力と態度とにおけるもつともふかい相違を決定している。母にたいする子の愛着は、やさしさの感情のなかにあるよりは、保護がやめられるときのろうばいに似た不安と、孤独の恐怖をひきおこすところの依頼の感覚のなかにあ

る。肉食動物の仔は、飢えていないときでさえも、単独におかれると、つねに叫びほえる。こうして、それは原初的には依頼の感覚にあるので、仔の感情はとくに代用物をうけいれがちである。仔が必要とするのは元来は母ではなく——それは保護者、指導者、がたよることができる個体である。あらゆる動物の仔は、彼らをせわしてくるであろう最初の生物である動物または人間に、彼らじしんをむすびつける。あたらしく生まれた雛は動くものであればなんにでもしたがう。単に視力の感覚にみちびかれるときに、「彼らはアヒルや人間についていくよりも雛鶏についていく傾向が多くないらしい。」スバルディング氏は、生まれた雛をその母からまったく奪いとつて世話をすると、雛たちは彼らじしんの奪われた親について、ほんのすこしの注意をすることなく、なんの刺激もないのに、彼どこにでもついていく。「インディアンが雌バツハローを殺したとき、仔はインディアンについてきて、彼らの手をなめた」と、アンパンはいっている。セロー氏は、ちょうど仔を生みおとしたサイの雌を射殺すると、仔はすぐに母の殺害者のあとに走りよつてきて、しずかに彼のキャンプへついてきたとのべている。動物の家畜化が最初におこなわれた方法は、このような場合からであることがあきらかである。母にたいする信頼が、敵意あるいは危険のないとみとめられるあらゆる仲間や、あらゆる個体にひろがり、友情と愛情への一般的な転置をもたらした。「野獣が飼ひならされたとき、彼らは自然的に彼らの母たちにあたえる愛情と信頼を、人間にまでま

つたくひろげたり、移したりするが、この見解は他のなによりも従順についての多くの事実を説明するのにとづくだろう。自然的に母性的配慮を受けるはずのあらゆる動物が、その愛着を他の動物たち、あるいは人間にうつそうとする。飼ひならされる能力は、彼らの親とともにもつと長くとどまつており、彼らの親とともにもつとも親しくむすばれている動物においてもつとも大きい」と、チャルマース・ミッチェル博士はいっている。草食動物は人間にたいして、ほとんどなんの愛着あるいは愛情もしめさない。肉食動物は彼らの飼主にひどくなつくようになる。ハーゲンベック氏によつて育てられたライオンと虎は、二、三年の間隔をおいて、ふたたび彼に会ったときに興奮とよろこびをしめした。猿類は彼らを育ててくれた人びとにたいして、下級動物のなかでもつとも愛着ぶかく、類人猿は最高である。ゴリラの仔を育てるのに長い経験をもつていたR・B・ウォーカー氏は、ゴリラの仔は「彼らの飼主あるいは付添人にたいして、非常になつき、彼からの分離は、ほとんどつねにこれらの愛情ぶかい猿たちを憔悴させ、死なせる」とのべている。

おなじ群の成員たち、兄弟や姉妹たちは、依頼の感情を満足させるために、母性的配慮によつてつくられた孤独の恐怖をやらわげるために、えらばれる最初の代用物であるのは自然である。これらの情緒は、それが同年代の仲間たちに向けられたときには、母にたいする関係におけるよりも、同情とやさしい愛情の性質をとりがちでさえある。知っている親しい個体たちであるその群の成員たち、見

知らぬものたちとのあいだの、するどい区別をする「排他」の本能は、このような群のいちぢるしい特徴となる。たとえばアメリカ・バッファローのあいだでは、「それぞれの小群はおなじ血のつながりのものである。バッファローよりもより排他的な動物はない。雄の仔は二才までは母につきしたがうが、二才のときに仔は群から追放されて、親とのきずなはまったく破られる。雌の仔ははるかによくて、生涯のあいだ母の家族とともにとどまることを許されている。ひろい意味では、小さな地域的な群は家族、むしろクランとみられるであろう。彼らの指導者はつねに年老いた雌牛であり、うたがもなく彼女は彼ら多くの祖母である。これらの家族の一つの母が一撃のもとに殺されたときには、いたましい光景がときどき目撃された。彼らは彼女に非常に献身していたので、彼らはたち去らないでとどまつており、最後の一人にいたるまで容易に殺された。」延長された母性的配慮の影響のもとに仲間たちともにあつたそれらの動物では、母の集団からたちさるか、追いだされたあとでも、一緒にいることが子たちのあいだではいちぢるしい傾向である。これはカラス、小カラス、ムクドリ、その他の鳥類、そして鹿のいくつかの種風でも観察される。霊長類のあいだでは、この傾向が顕著である。猿類は真の社会的本能が発達しているといつてよい唯一の哺乳動物である。性的原因が活動をはじめのまでは、あらゆる若い猿たちはおなじ腹からうまれた仲間たちと群に結合している傾向がある。そしてその結合のなかで、動物界において最初に、同情の感情に発

達した。ローマニズがのべているように、同情は「猿類には、他のいかなる動物におけるよりも、強くしめされているが、犬とても同様である。」彼は猿類のあらゆる結合の、めだつた特徴である相互的関心のいちぢるしい事例をのべている。病気の猿は、うまい食べものを彼にやるためにさしひかえる仲間たちによつて、心づかいと配慮をうける。コーラーは彼のチンパンジーにおいて、おなじ現われを観察した。それらの社会的衝動は、母性的配慮のもとにある幼年時代の延長された結合と相互関係がある。

いわゆる社交性の本能は、実は母性的保護にたいする仔たちの依存の結果であり、依存している仔たちの側における孤独にたいする反感あるいは恐怖の結果である。アリストテレス時代以来、「人間は社会的動物である」と、くりかえされており、社会の起原は、結合にたいする生まれつきの性質と仮定されたような作用に帰する。近代の心理学者たちは、このような仮定された原初的な本能にたよつづけ、それを人類の社会組織を決定するのにもつとも重要な究極的な事実であるとみなしつづけている。だが、そのようにしながら彼らは、昔ながらの仮説を、単にそのままうけいれたようにみえる。このような判断を立証するために、そして仮定された本能の現われをのべるために、なんらかの試みのなされたときには、それは、つねに、他の作用している有力な動機にもとづいている。ドレーヴァー博士は、「それはおそらく心理学者にとつてよりも、生物学者にとつて決定すべき事柄である」と、のべている。

生物的な諸事実は、この概念にたいして立証をあたえない。或る地点の付近に繁殖過程によつてあつめられた仔たちは、つねにひろくまき散らされてひろがる傾向がある。生命の遍在は散乱の傾向の結果である。それは食物にたいする必要の自然的結果であり、食物は多くの要求者があつまるころでは使いつくされてしまひやすいし、もつと遠くの野原にさがしとめねばならなくなる。競争の圧力のために徘徊することが、有機体によつて利益である。

徘徊する衝動は、最低級から最高級にいたるまでの動物のあいだでは、いかなる群居本能よりもいちぢるしく現われている。低級動物ではこの傾向は、ほとんど常に、できるだけ遠くの野原を徘徊することである。人類以外で、社会的共同体のもつとも完全な事例がみられる昆虫は、それにもかかわらずいちぢるしく孤独である。C・A・イーランド氏は、「昆虫の大多数は、その習性では孤独である。それそれぞれ個体か、せいぜい個体の一対が、この種類の他のものたちの活動にはかかわりなく、生きている」と、いつている。もし「社会的本能」が根本的な、あるいは一般的で根ぶかく位置している生の衝動であつても、われわれは大多数の動物、とくに高級でかしい動物が、共同体のなかに集合しているのをみいだすと期待していた。だが、それはほとんどない事例である。反対に、より低級であり智力のない鳥類と、反社会動物は、多数で群居しているのがみられるが、より高く発達した巣をつくる鳥類、肉食鳥と肉食動物はいちぢるしく孤独的である。典型的に群居する動物でさえも、彼

らじしんを分離させ分散する傾向をもっている。牛、羊、馬がともに無差別に群居しているときに、色や変化にしたがつて分離した諸群にわかれ、このような諸群はたがい交通をしないし、彼らじしん別々の地域に分居することがしばしばであろう。すべての動物の群は、自然の状態では繁殖本能の作用をとおしてわけられる。ほとんどすべての動物の雌たちは、受精後は孤独になろうとし、すべての種属では、もつとも集会的な動物でさえも、雌たちは孤独で徘徊する傾向をもっている。象について、サンダーソン氏は、「『放浪している』または孤独な象について多くの誤解がある。これらの象が、彼らの仲間または競争相手によつて、群から追いだされたという普通うけいれられている意見は、ただしくない。徘徊するとき彼らは彼らじしんで仲間からはなれる。彼らはときどき単に孤独になるために遠征する」と、のべている。おなじような観察はうたがもなく多くの雄に適用するが、多くの種属では雌たちは彼らじしんで徘徊しているのがみられるか、あるいは二、三頭の小さな群で徘徊している。年老いた雌たちでは、幼児的本能と性的本能の双方が作用をやめるときには、分散と独立へのより原始的な衝動へもどる。コオモリについては、「大部分のコオモリは夏には群居しているとはいへ、冬には彼らは孤独と安息をこのむ。彼らはひとりで、またはせいぜい二、三頭で飛びさつていく」とのべられている。番いをしていながらこれらの動物は、繁殖作用のあととは分離して、一般的に群居動物がそうするように、解放される。そして人間にもつともち

かい動物であるゴリラは、群におけるとほとんどおなじように、単独でしばしばみいだされる。そしてオラン・ウータンは単独か、仔ともにいるかをのぞいては、ほとんどみられない。あらゆる猿は彼らの閉鎖的団体である群への、外来者の侵入をばげしく怒る。彼らの群居本能は種属ではなくて、群にむけられている。

いかなる本質的な社会的本能もなく、いかなる孤独の本能もない、ということが真実である。動物の生命は、固有の衝動として、社会または孤独を、それじしんのために愛さない。このような抽象的な好みは、文化の王国または概念的思考で、はたらくかもしれないが、好みは素朴な生活の態度には適合しない。性的衝動のようなその他の衝動、または仔たちのあどけない依頼性が、動物たちを一緒にし、一緒にしておくかもしれない。あるいは彼らは、食物のための競争がそうするように、彼らを分散させるかもしれない。だが彼らが共にくるか、あるいは分離をしようとするかの彼らの態度は、いかなる群居性または反群居性の性質の結果ではなく、集合か孤独のどちらか都合のよい方に満足するための必要からである。

きわめて高度な生活の諸形態で発達したところの社会的本能、仲間にたいする愛は、特殊な発達である。すべての家族的情緒、すべての集団の同情は、したがって社会組織の本質的基礎は、延長された母性の配慮の直接の所産であり、それからはなれては存在しない。内気と、疑いとのかい自己保存の本能は、とくに雄では、それらの感情が仲間の群をこえることをゆるさない。家族的群の成員でな

い個体にたいしては、警戒的であり競争的である動物の本原的諸本能は、その完全な力を保持している。よそのものは自然の敵意と憎悪をもつてみられる。

それらの諸情緒は、母性の配慮のもとに子の発達によってつくられた依存の感覚から発生した家族的感情の表現であり、一般的で無差別的な「社会的本能」のあらわれではない。原始の人間でのこのような本能のなんらかの表示が存在するところからはなれては、彼らじしんの限られた社会集団の成員でない個体にたいする非文化的人類の態度は、ふかい疑惑と一般的には活発な敵意の一つである。プリンストン博士は「原始文化では、二重の道德体系がある。その一つは、自分たちの氏族、部族、あるいは共同体の成員に適用しうる親切、愛、援助、そして平和である。いま一つは、世界のその他すべての人びとにたいして実行される掠奪と憎悪と敵意と殺害である。そして、後者は前者とまったくおなじように神聖な義務とみなされている」とのべている。すべての原始人たちのあいだでは、ちいさな集団がより大きな集団のなかに融合することに、もつともはげしい不快をしめしており、よそのものの侵入は憤慨される。ヨーロッパ人の渡来以前のアンダマン諸島では、それら島々の小地域の住民たちは、たがいに決して交通をもたなかつた多数の部族にわけられていた。最初彼らが集められたとき、彼らは会話することができず、おなじ種族の成員であつたけれども、彼らの諸言語は数世紀の分離のあいだに、まったくちがつてしまった。ララトンガ島はヨーロッパ人の

渡来以前には、たがいに知らなかつた諸部族によつておなじように居住されていた。セイロン島のヴェダ族が他の部族にぞくする人びとと接触させられたときには、數マイルはなれてとどまり、彼らはだまつて当惑して立ち、話すことを拒絶し、よそものなたいして彼らと交際することが気のすまないことをあらわして、しかめつつらしている。ちいさく、ちらばつている諸共同体のなかに住んでいるフェゴ族のあらゆる他集団の成員たちにたいする態度は、つよい歓迎の一つであるといわれている。北アメリカの諸部族のあいだでは、「鬪争を除いては交婚もなく、社交もなく、いかなる種類の融合もない。」セリー・インディアン族のもつともいちぢるしい特徴は、彼らの部族の成員でないインディアンあるいは白人のすべての人びとにたいする執念ぶかい敵意であり、おのおのの氏族さえも疑いをもつて他のすべての氏族の人びとをみる。南アメリカ原住民たちは、たがいにくみあう無数の小集団と部族にわかれてゐる。「野蠻人は、彼らの家族または彼らの部族のものでないあらゆる人びとを嫌悪する。交戦している近隣の部族のインディアンたちを、われわれが鳥獸を狩るように狩る。」南ペルーの野蠻なカンボー族の粗末な小屋は、落し穴やかくされた槍でかこまれている。カラヤ族のあいだでは、他の部落を訪問するよそものは、どれほど訪問が友好であつても、完全に武装していき、彼が完全な戦いの装具をしてゐることを知らされて、むかえられた。グアヤキル族は親しい訪問を受けたときに、おなじような警戒がみられた。彼らは部落のそと

の一リーグほどはなれてとどまり、翌朝近づいた。最初の挨拶は形式的な握手でのなぐりあいであつた。オーストラリアでは、あるキャンプの土人は招待されないで他のキャンプを訪問することはないと、いうことが原則である。ある氏族からの他の氏族への使者または訪問者は、他のキャンプからすこしはなれてすわり、彼は近づいたことについて尋ねられるまえに、長老たちの數人によつてしらべられるまで待つた。「彼らのあいだでは招待されないで現われるすべてのよそ者は、死の刑罰をうける。」古代ブリトン人のあいだでは、角笛をふいて彼の存在について注意をあたえることなしに、部落に近づいたり、通過することはできなかつた。おなじような警戒が、ニュージールランドのマオリ族にみられた。

他方では、われわれじしんの諸社会や歴史時代の諸社会を対照しての、原始文化における諸社会共同体のもつとも顯著な特質の一つは、それらの成員たちのあいだに存在している強い団結力である。その団結の性質と範圍は、近代社会のはげしい競争とうたがいがいぶかい個人主義とによつて、つくりだされた諸条件と諸イデアのなかで発達したわれわれじしんのような者たちにとっては、ほとんど想像できないし理解しがたい。野蠻人のその氏族にたいする情緒は、個人についての彼らの感覚をほとんど消すまでになつてゐる。だれか他の成員からうけた損害を、あたかも彼じしんがその損害の被害者であつたかのように彼は感じ、氏族に生じたどんな利益も、たとえそれから彼じしんが利益を得られなくても、ちよつとした個人的な幸運

のように感じている。「それはオーストラリア諸部族の特有な民族的性質の原因である氏族生活である。氏族において個人的な所有はありえない——すべての道具、武器などは共同で成員たちにぞくする。各個人はそれらを彼の氏族の所有とみなして、その安寧と防衛のために、必要とするばあいにもちいられてよい。もし彼が或る意味においては彼じしんのものであるところの武器や網やカヌーをもつていたならば、彼の財産が氏族のより高い権利に従属しているということを知っている。各人は彼の隣人の財産にたいして関心をもち、それを気にするのは、その家族に共同の財産の一部分であるからである。漁業者はカヌーや漁労網の修繕について相談するために、いかに蔽爾に彼の仲間たちを呼ぶかを、彼の息子の結婚や娘の婚約かの家族的事柄について相談するために、おなじような蔽爾さをもつてその仲間たちにきてもらうかを、著者はしばしばのべてきた。彼じしんの個人的判断によって行動することを彼に期待するならば、彼はおどろくであろう。彼にとつてそれは他の成員たちの権利を不正に無視していることになる。氏族のおのの成員が、彼の隣人によつて使用されているものに関心を感じるのは、彼がそれについて共有権をもつからである。ふさわしい機会がおこるにまかせただけで、彼は彼じしんでそれをもちいる権利をもっている。この事態の一つの結果は、感謝の礼儀の欠如である。もしある男が危険におちいり、あるいは怪我させられたならば、おなじ氏族のだけれが彼を救助するのは、個人的な好意からというよりも、氏族のためにそれ

をするとおもわれる。なるほど、一人の男がきらいな者にたいしても、あらゆる助力をあたえる事例がしばしばある。彼の個人的な情緒が、共同の善に埋没し、もしならかのおもいやりが氏族のだれかにしめされたならば、それは全体にしめされたと感じられている。一人の個人におこつた損害であつても、それは全体におこつた共通の損害である」と、タブリン氏はのべている。個人は彼が手に入れた鳥獸、魚、植物性食物にたいして、個人的な権利をもたない。

「鳥獸の分配は、いちぢるしい自己否定をおこなう古く確立した規律にしたがつておこなわれる。狩猟者はしばしば彼じしんは関係がないふりをするので、みとめられた分け前を他の者がもつかもされない。カンガルーが殺されたときに、後足が背骨とともに狩猟者の父にあたえられ、他の足は彼の父の兄弟に、尾は彼の姉妹に、肩は彼の兄弟にあたえられ、肝臓はじしんが食べる。ときには彼じしんの畏がなにもとらえないと、その場合には彼女の兄弟あるいは彼女の側のある者が、彼の獲物を彼女にあたえることが規律であつたらしい。オーストラリア土人は、彼は宿营地で貪欲であるとか、接待の義務を無視するとかの悪評をうけるよりは、彼じしんは関係ないふりをしたり、空腹でないふりをしたりする。」たつた一尾の魚を分配するための規律があり、一匹の蛇でさえも、断片に切つて配られる。「共産主義は原住民のもう一つの法則である。完全な個人的な財産は、彼らの組織的な共産主義によつては不可能とされている。それで法についての伝統的な觀念が払いのけられていないオースト

ラリア土人が、贈り物が報酬を受ける状態になったとき、それらは彼らの仲間たちのあいだで分割された。そして、それは彼らが所有した物の価値について、まったく無思慮か無智によるものでも、慈善によるものでもない。一揃いの衣服が彼にあたえられたときには、彼がぞくする仲間か一人が上衣だけを、他の一人が帽子だけを、さらに他の一人がズボンだけを着るのがみられた」と、牧師W・リドリはのべている。じっさいには公正にたがいに分配していて、ごまかしの観念をもっていない、フェゴ族のあいだで、私有財産の権利にたいするおなじようなおどろくべき無智が、指摘されている。「フェゴ諸部族をつくっている諸個人のあいだの完全な平等が」、彼らの文明化したいとのなんらかの希望にとつて致命的であるとダーウィンはかんがえた。「ある一人にあたえられた一片の布でさえも、わずかずつに引きさかれて分配される。だれ一人として他の者よりもよりゆたかにならない」。セイロン島の野蛮なヴェダ族は、おなじような嫌悪すべき諸原則をもっている。エスキモー族のあいだでは、狩猟者は彼が捕獲したものにたいして私有権をもたない。それはその部落のすべての居住者たちのあいだで分配される。「食料や道具のつかいかたでは、エスキモー族の部落で発見される食料や道具は、ちいさい物も大きい物も、全体の共有財産である。宿营地に一片の肉があるかぎりでは、全体にぞくする」。タヒチ島では生活必需品について私有がなく、すべての物がすべての人にぞくするらしい」とブガンヴィルはいっている。トレス海峡諸島では、「トーテム氏

族の団結は、民族の社会史ではいちぢるしい特徴であり、それがあらゆる他の考慮に優先した」。イボ族のあいだでは、各人はその部族の集団心理によつてうごかされている。「表明されたあるいは暗示された部族、あるいは家族の意思は、彼のすべてのものにしみこんでいて、彼の生活のあらゆることで決定要因である。それは一種の理解しがたい共済組合主義であり、人口の原初的な本能の本質でもある。彼は全部族から発散するふんいきの影響のもとにある。彼の行動のすべてを支配しているこの潜在意識が、ほとんど直感になつている。それは言葉では説明できないが、それにもかかわらず行為において非常に有力である」。『カフィール人は』彼をむすびつける組織』が氏族にまでひろがっていると感ずる。ヨーロッパにおける家族の連帯意識は、カフィール氏族の共同連合の完全に血縁的な意識とくらべると、ゆるやかで、よわよわしい。氏族の要求は個人の諸権利を完全にくつがえしている。社会主義者の最大の夢を満足させたとしてよいほどに、おだやかに働いていた部族の土地保有制度は、氏族の共同連合の意識のはつきりした証拠である。ヨーロッパ人にとつてさいわいにも、この共同連合の意識が部族を越えてひろがらなかつたが、さもないれば白人は南アフリカに生き残ることではできなかつたであろう。むかし、首長が彼を白人のために働かせて、彼の賃金の全部またはほとんどすべてを、首長にあたえるように彼に命じた昔は、個人的利害のすこしの感情も、彼はもたなかつた。金銭は氏族のなかにとどめられ、氏族の物であつたものは個

人の物であつたし、逆もまた真であつた。土人に個人の価値を教えたのは宣教師ばかりでなく、商人、鉄鉱山所有者と農業経営者であることが指摘されねばならない。この氏族の共同性についてのいちぢるしい事は、のぞまない人びとに、法律によつておしつけられた考えぬかれた計画ではなくて、もつとも抵抗の小さい線にそつて自然に生じたところの見出された計画である。もし氏族の一員がぐるしむと、センチメンタルないまわしではなく、まつたくの事実として全成員がぐるしんだ。共同連合は心を満足させるためのうつくしい宗教的空想ではなくて、すぐれた基礎を形づくつた愛他的な感情がはじまつたとしてよい、と真におもわれるものであつた。はなはだしい利己主義が抑制され、おだやかな感情がじぶんのなかで本能的に自発的にわきでてきたとおもわれた衝動によつておさえられた」と、キッド氏はかいてゐる。北アメリカ・インディアンについてカーヴァー大尉は、「ふつうの状態にあるインディアンは、財産のあらゆる区別にたいして無縁である。だれもがじぶんじしんのものとみとめてゐる家庭用の品物はのぞかれ、状況に応じてふえることはゆるされる。彼らはたがいにきわめて自由であり、彼らじしんの何らかの余分な物で彼らの友人たちの不足をおぎなう。彼らは危険にさいして、援助を必要とする彼らの集団の人びとにたいして、すつて援助をあたえるが、功績にたいしてインディアンたちによつて、いつもあたえられる正当な報酬以外の返礼を期待しない。共同体の一部分を形成するものとしての彼らの公共的な性質では、なんらか

の他の国の住民たちに未知のものにぞくする集団にたいして、彼らは愛着をもつてゐる。彼らは彼らの民族の敵にたいしては、ただ一つの魂によつて動かされてゐるようにならねば、これに反したすべての考えを彼らの心からとりさる。彼らの部族の名誉と民族の安寧が、彼らの心の最初で、もつとも有力な感情であり、あらゆる彼らの善や悪の大部分はここからはじまる。これによつてうごかされた彼らは、個人的資格としてではなくて民族的特徴として、どんな危険にも勇敢にたちむかい、もつとも激しい苦痛に耐え、彼らの不屈の精神によつて勝利をうるのであるとのべてゐる。」ラ・オンタンは、「これらの野蛮人たちはじぶんのものと他人のものとはわからない。というのは、ある人にぞくするものを他の人にぞくするというかもしれない。一人の野蛮人がビーバー狩りに失敗したとき、彼の仲間たちがたのまねなくも彼をたすける。もしも彼の鉄砲が破裂したり、こわれたりしたならば、いそいで別の鉄砲を彼に提供する。もしも彼の子たちが、敵によつて捕虜とされたり殺されたるときには、彼は暮らしをたてるのに必要であるだけの多くの奴隷があたえられる。金銭を使用するのは、キリスト教徒で、われわれの町の通りに住んでゐるものだけである。他の人びとは金銭にふれない。彼らはそれを『フランス人の蛇』と呼んでゐる。われわれのあいだでは人々は金銭のために掠奪し、中傷し、裏切り、たがいに売る。この金属のために夫たちは彼らの妻たちをうり、母たちは彼らの娘たちを売ると彼らはいつてゐる。或る者が他のものたちよりも、多く

の財物をもつており、より多くの財物をもっているものたちが、少ない財物をもっているものたちよりも尊重されるということを、彼らは奇妙にももっている。彼らは彼らじしんのあいだでは決して口論したり争そつたりしないし、たがいに盗まないし、あるいは他人の悪口をいわない」と、かいている。「外見はまったく未開である人びとに、もつとも文明化された諸国民における、ふつうの人びとのあいだでみられないものである親切とおもいやりによつて、たがいにもてなすことがみられることは、非常におどろくことである。これはおそらく、『じぶんのもの』と『お前のもの』という言葉が、聖クリュストモスがわれわれの心のなかで慈善の火を消し、これら野蛮人にとつて知られていなかつた貪欲の火をもえあがらせるとのべている事実から、部分的におこつている」と、神父シャルルヴォアはいつている。ヘッケウエルダーは「彼らがときにたくさんのお分配物をなしたときに、彼らじしんのあいだで獲物、鹿の肉、熊の肉、魚などを分配するのを、わたしはみた。そして不公平で、そうでなければ異議があると、いうような分配についての過失の発見、あるいは口論がおこつただ一つの場合もおもいだすことはできない。彼らは貧しさをみただけを、彼らが怠つたことを彼らの責任にするよりも、むしろ彼らじしん空腹で横たわつているのである。大や野獣だけが彼らじしんのあいだで争うと、彼らはいつている。だが彼らは彼らじしんを一つの大家族のようにみる。だから、いつでもあらゆるばあいたがいに役だち、親切であるのが当然である」

と、いつている。チリーのアラワク族についての一研究者は、「彼らのあいだでは、共同的感情が高度に發展していた。個人の意志と進取の気性は共同体の絶対的な権力にのみこまれていた。或る男の便宜と欲望は、伝統的慣習にしたがつて他のおすべての人びとの便宜と欲望とむすびついている」と、いつている。

このようにして、原始的人類の性質の反応は、われわれがふつう人類の性質の生来の反応であると仮定しがちであるものと、かなりちがつている。それらの相違のもつとも基礎的で、驚くべきもの一つは、われわれにとつてはほとんど信じられないが、個性の感情が野蛮人の心のなかで發達していない程度である。野蛮人は彼じしんを動物や木と同一視するばかりでなく、彼は彼の息子や彼の兄弟を「じぶんじしん」であると、矛盾をなんらの意識なしにいうであろうし、彼は同時に二つの場所にいると矛盾の認識なしに断言するのであると、いうことに困難をみいださない。彼の髪、爪の切りくず、つばのような彼の体の分離されたどの部分でも、彼の人格の諸部分であると、まったく本氣にみなしている。おなじように彼の衣類と彼の名前は彼じしんの一部であり、損傷から守られねばならない。ようするに、野蛮人はわれわれがいう私有財産と、彼じしんの生きた肉体とのあいだに区別をしない。おなじように、彼の集団の一員にたいする損傷は、彼じしんに加えられた損傷と感じている。彼は寛大さの感情によつて憤慨するのではなくて、あいまいな個性の概念のために、彼がぞくする集団との、完全な同一視をゆるして

いる。彼は彼の自我とその関心によって考えないで、集団的情緒と集団的関心によつて考える。

近代人の諸判断と諸評価の中心をつくる個性の感情は、おもに動産の増大と関連して、発展してきた。ウイリアム・ジェームズは、個人的所有が、個性の情緒のなかではたしている重要な役割を記述している。その情緒は、個人の諸関心が他人のそれらとするどい対立にあるところにだけ、つよく発展することができるといふ。原始人はヨーロッパ人との接触の数年のうちに、十分に变化する。その变化はあたらしい觀念の影響に、大部分掃せられるべきことはいふが、主要原因は私有財産の獲得と、個人的取引きに従事することである。ヨーロッパの農民人口は、多くの点で、非常に古い諸伝統、諸慣習、諸迷信の順守で、野蛮人に近似している。だがヨーロッパ農民は一つの点で野蛮人と非常にちがっている。彼は所有者である。原始的な人間に顕著な社会連帯の感情のかわりに、せまい利己主義と卑劣の反対感情を農民にみいだす。原始的野蛮人にとっては集団的関心があり、物は彼と集団の双方がのぞむものである。そしてそれらの関心と他の集団のあいだには、強くはげしい敵対がある。だが彼と彼の仲間が競争相手ではなく、彼は彼の個人的関心と彼の集団のなかでの反対の関心とのあいだにならんの争いの意識をまったくもたない。それらの個人的関心の発達は、個人がその集団からはなれて、財産をもつたときだけおこつた。このようにして経済的と心理的との双方で集団から分離するようになる。私有財産

の獲得を引きおこす生まれつきの個人主義的本能の作用ではない。それはむしろ個人主義的情緒の発達をひきおこした私有財産の獲得物である。

人類の発達のまったくの可能性は、原始的人類社会の諸集団の連帯性の奇妙な意識に負っている。この意識は競争的関心の増大ともいふにうしなわれるようになった。だが、近代人の行動を支配している個人主義によつて、動かされていた原始的社會集団の各成員によつては、動物性からの社会的人間性の出現は、本来的には不可能であつたであろう。人間性は、各成員が個人的な利益だけを得ようとする嫉妬ぶかく、うたがいぶかい個人主義者たちの群であるもつとも初期の諸典型にはいることはけつしてできない。なせならば、原始的人類の性質が、社会的人間の発達を可能にした異なつた構成であつたからである。そしてそれは母性的保護の諸機能の作用であり、それがつぎに原始的心理をうみだした。

より高度な生活の諸形式では、「社会的本能」と、よばれたものは、幼児の依存状態の発達の結果であり、それは母性的配慮の相関物である。だが動物種属では依存状態の持続は、その集団の成員たちのあいだの永続的な結合を確立するために、十分に延長されていない。人類種属では、比較的早熟な現存している野蛮な諸人種においてさえも、幼時の依存の持続は、人間のもつとも近い動物親類のおよそ二倍ながい。そのちがいは、母と仔のあいだの、そしておなじ一腹の仔の成員のあいだの、一時的で不安定な関係を、容易に永

久的なものになることができる関係に変える。若い人類存在が、成熟と独立にたつする前に、日常接触しているものである他の成員たちは、集団に加わるようになる。彼の成熟のための生長がおこなわれた外的配慮と保護への依存の意識は、一人または数人の個人から社会的集団へひろげられるようになった。関係は彼の性質のふかく根ざした必然性となり、結合が永続的なものとなる。彼はもはや孤立した動物的个人ではなく、社会的存在である。

動物状態からの人種の出現は、動物的个人主義から社会への移りかわりに帰せられるのであって、なんらかの生理的あるいは解剖的

な性質、あるいはそれじしん社会的経験の影響のもとに延長された成長の結果である頭脳の発達さえもに帰せられない。
人種と社会の起原でのそれらの決定的な諸要素は、母性的衝動の作用に依存している。それらは母性的に構成された動物家族のなかでの彼らの有利な活動の結果である。初期の人類の社会集団は、專制的な父権的な男の利己主義によって、支配されていた群あるいはホルドであるならば、それらの要素の作用は、まったく致命的ではないとしても、重い障害をうけていたであろう。

古庄ゆき子 著

ふるさと の女たち

—— 大分近代女性史序説 ——

ドメス出版

¥ 1,300

校訂・卯野木盈二

肥後国求麻郡村誌

A5版 一四七頁 二五〇〇円

熊本市大江5-11-15
青潮社刊

婚 姻

W・H・R・リヴァース
卯野木 盈二 訳

私は、すでに、さまざまな種類の社会集団の性質と、一定の諸機能を取扱ってきた。これに付随して、我々が諸制度と呼んでいる高度に組成された諸慣習または諸慣習の連合に私は言及してきた。さて私は、これらの諸制度の一つを考察したのであるが、それは家族集団にかんするかぎり、人間社会の基本的制度、即ち婚姻である。

私は婚姻の社会的諸機能を考えることからはじめよう。これは二つの主な種類がある。婚姻は、人間社会が両性のあいだの諸関係を規制する手段であるとして考えられることができる。制度の普通の見方では、この種の社会機能が、より大きい位置を占め、したがって問題の科学的取扱いにおいてさえ、適当でない強調が婚姻についてのこの見解におかれた。それで問題のこの見解と倫理的考慮のあいだの密接な関係が、婚姻とむすびついた諸問題の比較研究に明らかに偏見を懐かせた。

私は本章である社会に生をうけた各個人が、その社会で一定の地位を割当られ、社会のその他の者にたいする彼の、または彼女の社会的関係が規定されるところの手段としての婚姻のはるかにもつと

重要な機能に、特に重点を置こうと思う。おのおの子供は婚姻の子供として生れたものとして社会構造のなかでその地位を得るのである。集団のある成員たちはその親族者たちであり、他のものは必ずしも親族者たちではない。だが彼等は同じクラン（氏族）またはモイティ（半族）に属している。共同体の異性の一定の成員たちは配偶者たりうるものたちであり、他のものは禁止されている。すべて、これらやその他のそのような親族関係は、一家族集団のなかで生まれついたという事実によつて決定されている。婚姻は性関係の調整機関としての役割では非常に緩く、そして不完全な規律であるとはいえ、この視点から見ると、婚姻は最も明白で高度に組織された種類の制度であるかもしれない。

私は婚姻を規制する諸手段を考えることから始めたい。我々が広い知識をもっているあらゆる人間社会では、一人の人間が婚姻でき、あるいは婚姻できない相手を規制する明白な規制が見出される。この諸規制は多くの異った種類があるが、それは次の主な二項目となる。

一、系譜的親族関係、または私が血族と呼んでいるものに関する規制

二、半族、または氏族のような社会集団の成員關係に依拠する規制
氏族、または半族の成員關係がその役割を演ずる時でも、婚姻は、実際には常に、系譜的親族關係によつて規制されている。家的集團の主な形態としての家族をもつているヨーロッパ民族のあいだで、人はある方法で親族關係にある人々との婚姻を禁止されているが、

この禁止は、『禁止される血族と姻族の表』によつて定式化されている。氏族そして半族をもつている民族のあいだでさえも、血縁關係が婚姻規制に大きな役割をしている。そればかりでなく、これらの規制は、我々のあいだでのように、單なる禁止に止まらず、血縁親族たちのあいだの一定の婚姻を命ずる規制を含んでいる。こうしてインドのある地方、オーストラリア、メラネシア、北アメリカ、そしてその他の諸地方で、一人の男は、その母の兄弟の娘か、父の姉妹の娘、即ち、彼の交叉従姉妹と呼ばれているものと結婚するのが普通の慣習であった。オーストラリアのように多くの人々がこの婚姻の形態だけが許されていたことすらありえた。ある民族のあいだに体系的に行われる血縁親族間のその他の諸婚姻形態のなかに一人の男は、彼の兄弟の娘、彼の兄弟の孫娘、彼の母の兄弟の妻、または彼の父の姉妹、彼の娘の娘、彼の姉妹の息子の娘、彼の母の兄弟の娘と結婚することができる。すべてこれらの場合に、問題の親族は、結婚する適当な相手である。いま指摘したこれらの婚姻形

態は、類別制親族名称体系に関連して、血縁關係に関する一般論議において重要な役割を演ずるのである。

血族者たちのあいだの婚姻の他の諸形態も知られている。一つの広大な共同体、マホメット教の信奉者の共同体で、あらゆる種類の従兄弟姉妹と婚姻する慣行があり、しかも一人の男とその父の兄弟の娘との婚姻を優先させるのである。

ここに言及しなければならない親族者たちの婚姻のもう一つの形態は、兄弟と姉妹との婚姻、そして時には母と息子の婚姻さえある。これは周知のように、エジプト、ベルシャ、そしてペルーのような古代のある王室家族の慣行であった。そして近頃までハワイ諸島に存在したが、そこでは王室家族、または、すくなくとも酋長たちの階級に限られたものであった。これらの諸島で、最高級の酋長は、兄弟姉妹の子であったが、この兄弟姉妹もまたこの種の婚姻で生れたものたちであった。

この婚姻形態の起源に関する多くの学説があつた。ハワイ諸島では、この慣行は庶民のあいだでは、姉妹との婚姻だけではなく、血縁關係がたどられる何人との婚姻も嫌悪することと平行して存在したのである。

婚姻の規制としての半族と氏族

この二つの社会集団は、婚姻を規制することで重要な役割をする。

というのは、これらの社会集団の一つ、あるいは両方を持つ人々のあいだでは、だれもが、彼または彼女の半族または氏族の成員と結婚することができないことが通常見出されるのである。(その部族の半族が幾つかの氏族に再分された場合には、婚姻は同一氏族の成員のあいだだけではなく、同一半族に属する氏族の成員間にもまた禁じられるので、氏族はこの点においては機能をなさないほど、だれも同一半族の成員とは婚姻することができないのがその規定である。)しかし共同体が諸氏族だけから成り、一氏族しか存在しないところでは、氏族のなかでは婚姻が行われてならないのがこの規定である。

半族または氏族が婚姻を規制する唯一の機構として存在する諸共同体もありうるが、そんな事例は知られていない。ある親族者たちを優先させる、すなわち正規の配偶者とする点で、血縁関係がある役割をすることは常に見出される。このように家族の基本的制度はすべての社会形態においてその役割を演ずるのである。

族外婚と族内婚

半族と氏族に結びついた婚姻規制の論議に於て、二つの術語、すなわち族外婚と族内婚が一般的に用いられるようになった。族外婚は一つの社会集団の成員は、他の社会集団に配偶者を求めなければならぬ規則と理解される。族内婚は配偶者を自己の集団のなかに

求めなければならない規制を意味する。

これらの術語は、ある混乱の原因であつたからいくらかの考慮を要する。例えば族外婚と族内婚は、多少とも相互に対立する仕方であると考えられてきた。アンドル・ラングのような批判的な著述家でさえもこの錯誤に陥り、共同体は、同時に族外婚的で、族内婚的でありえないと想像した。この誤解は、この二つの術語が、社会集団の二つの異つた種類に当然適用するという事実を理解しえない失敗によるのである。恐らく混乱は、『族外婚』という術語はマクレンンによるものだが、マクレンンのその部分に関する誤解にまで遡る。ある不完全な記録によつてマクレンンは、彼が族外婚と呼んだところの慣行は、部族の各成員が、他部族の成員との婚姻を強制されるものであると考へたのである。そして彼はこの制度を掠奪婚の慣行に結びつけたのである。今日、我々が、この種の族外婚、すなわち部族外婚が少しでも存在したとしても、非常に例外的であるということを知るのである。現在、我々がこの術語を用いるように、族外婚とは一人の人間が、彼または彼女自身の半族または氏族(シブ)、または部族の他の構成集団のなかでは通婚しないという慣行である。その規定は、知られているかぎりで、半族と氏族が諸構成集団であるところの部族したいにはならぬ関与するものではなかつた。

族内婚は、インドのカースト、世界の他の地方における同様の集団にだけ真に適用される。カーストは幾つかの族外婚的な諸集団を

包含するので、族外婚と族内婚は、婚姻規制の二つの相補する様式であるとみられる。族内婚は、地理的または社会的孤立のために、もし部族の成員が他に配偶者を求めることができないうきの部族のなかでの規定であるらしい。だが普通、他の部族の成員との婚姻に反対する感情はなく、この種の婚姻は機会あるごとに行われる。このような場合にその慣行を族内婚というのは核心にふれていない。部族の成員たちに他に彼等の配偶者を求めることを禁ずるところの多かれ少なかれ確立した規定ではないからである。それで一つの制度としての族内婚は、族外婚よりはずつと少く分布している。

〔氏族と結びついている族外婚は、半族と結びついている族内婚と区別されなければならない。半族の場合には、婚姻はその共同体の他の半族またはしばしば他の諸共同体のなかのそれに対応する半族と通婚しなければならない。氏族の場合には、その規定は二分組織が存在するか否かに依る。もしそれが存在するならば、同じ半族のなかのすべての氏族の成員たちは配偶者となることを禁じられ、他の半族のなかのすべての他の氏族の成員は可能な配偶者である。二位一体的グループ（二分組織）が存在しないところでは、あらゆる他の氏族との婚姻は普通許されている。〕二位一体的グループ（二分組織）が存在しないいくつかの場合には、一人の男が自分自身の氏族以外の他のある諸氏族との婚姻が禁ぜられているのがあるが、これらの氏族の撰択は通常血縁関係によって決定される。たとえば、一人の男が、彼の両親または彼の四人の祖父の諸氏族

との通婚を禁じられていることがあるが、この規定は族外婚と血縁関係による規制との結合から生じたものである。

族外婚と関連する社会諸集団を区別する単系的性格とのあいだに密接な関係が存在することは明らかである。もし一方に於いて、半族または氏族の成員である身分が、単系的に決定されないならば、あるいは、族外婚の規定が厳守されないならば、半族または氏族の全制度が破壊されてしまうであろう。そして、この二種の規制の実行の結果から生ずる明確なそして秩序あるグループに混乱が生ずるのであろう。

半族と氏族とは族外婚の最も明白な事例を提供するとはいへ、この慣行には、またある家族諸形態が伴っている。エディントン島の両系的に決定される集団であるタヴィチは族外婚的であると呼ぶことができよう。この島では、タヴィチは一人が婚姻以外の系譜的關係をたどることができる凡ての人々からなる集団である。そして彼は、それらの人々のだれとでも通婚を禁止されているのであるから、タヴィチ集団は族外婚的社会集団のもう一つの実例とみなされることができ、厳格に規定されていないだけである。更にまた同姓を持つているものの婚姻が許されていない中国では、我々の一英国の「スミス家とか、ブラウン家とかに相当する集団は族外婚的であるといわれよう。限定された意味での家族「プロパー」は、族外婚的集団と多分見なすことができるが、とはいへ、この場合に、婚姻は血縁関係で同等に規制されているという事実が、この表現形式を用い

る必要がないようにするのである。

一夫多妻婚と多夫一妻婚

我々は結合関係に入る人々の社会的地位に関する規制から生ずる婚姻諸形態をこれまで取扱つてきた。さて幾人かの人々が結合関係に入る婚姻諸形態を考へることが必要である。

一人が一人の配偶者以上のものと婚姻する慣行が普通にはポリガミー（複婚）として知られているが、一人の男と数人の妻との婚姻がこれまで最も多く行われ、複合的結合の他の諸形態よりはずつとよく知られているから、この用語は、この後者の種類の婚姻を表わすのにひろく通用するようになった。起り得る混乱を避けるために一人の男と数人の婦人との婚姻はポリジニー（一夫多妻婚）と名付けられよう。そしてもしポリガミーの用語を少しでも使用するならば、それは複合的な結合を表わすのに使おう。

一人の女と数人の夫の結合がポリアンドリー（多夫一妻婚）である。数人の夫が数人の妻と婚姻する確かでない婚姻形態は普通には集団婚として知られている。

これらの婚姻形態のうち最も多く行われるのが一夫多妻婚である。それには妻達が一諸に生活するか、違つた住居をもつかによつて異つた諸形態はあるが、何か特別に興味のある、または困難な問題を提起するものではない。私がそれについて指摘しなければならぬ

唯一の点は、私の知る限りでは、それはどこにおいても一般的なものではなく、強者と富者の特権であるということである。

この慣行が最も盛んに隆盛を極めるところの世界の地域はアフリカであり、そこでは王たちや酋長たちは、数百人の妻たちでさえもち得る。そしてここではまた妻達は異つた家に住み、そして違つた妻達の子供達は、相互に彼等が呼称する呼称の違いで区別され、自分自身の兄弟と半兄弟と区別されるという特色を特に我々は見出すのである。この慣行はインドではおこなわれていたが、むしろずつと少くおこなわれていた。そして、もちろんマホメット教の広く広がつた特徴である。オセアニアでは頻行されるが、そこではこれはまた共同体の重要成員たちに限られている。メラネシアのある地方では、これは老人の特権であり、エディストン島では、この慣行は酋長達と、戦闘で十の首級を取つたものに限られている。

多夫一妻婚は一夫多妻婚よりはずつと少く、今日では、インドのいくつかの地方で最も多く行われている。二つの型に区別されていて、一人の女の数人の夫が兄弟であるのと、互に血縁関係のないものである。第一型がチベットで行われることから、人類学上の理論にこの慣行を利用した最初の学者であつたマクレナンによつてこれはチベット型多夫一妻婚とよばれた。しかし今日では兄弟多夫一妻婚とよぶのが、普通であるし、より満足すべきものでもある。またもしこれらの違つた語原をもつた用語の結合に反対なら、アデルフィック多夫一妻婚と呼んだがよい。第二型は、最もよく知られた事例

がマラバルのナヤール族の間にあるので、マクレナンによってネーア（ナヤール）多夫一妻婚とよばれたが、非兄弟多夫一妻婚というが、一層便宜である。事実ナヤール型は、むしろ複合種で、これは多夫一妻婚と認められるかどうかは疑問である。⁽¹⁾

ナヤール慣行は、大体、各家族の長子だけ婚姻を許し、他の息子たちはナヤールの女たち交わるというこの国のナムブチリ・バラモン族の慣習の結果であった。これらの結合の子供はナヤール人であり、彼等のナムブチリ族の父達との明白な社会関係はないから、少くとも、婚姻をその本質において、子供達に彼等が生れた社会共同体に彼等が占める地位を附与する制度であると解するならば、この慣行が婚姻と解されるかどうかは疑問である。

兄弟型はチベットで行われ、インドのニルギリ山脈のトダ族のあいだで非常に純粋な型で行われている。またインド各所に、殊にハイパーガミー（昇嫁婚）と関連してたまにおこなわれている。私は婚姻規制のこの様式と関連する慣行に立帰ろう。

世界のその他の地方では多夫一妻婚はバンツ族、純粋に遊牧のバヒマ族⁽²⁾のあいだに記録されている。そしてポリネシアでは、マレーケサス諸島⁽³⁾でおこなわれている。古代にあつては、アラブ族とブリタンニー族の慣行だったとストラボンとカエサルによつて記述されている。またカナリー諸島のグアンチ族にも行われるといわれるが、そのような事例では記録された状態が真の多夫一妻婚であつて、性共産主義のある形態ではないということを確かめるのが困難

である。

考えられるべき次の婚姻形態は、いわゆる集団婚であるが、これがまた非常に厄介なものである。ニルギリ山脈のトダ族のあいだのようなある事例では、多夫一妻婚が一夫多妻婚と結合されるようなことになっている。これは、普通、多夫一妻婚に結合している嬰女殺しの慣行の放棄による女の数の増大の結果であろう。もしこれが数人の夫が数人の妻と結合した唯一の婚姻形態ならば、事柄は簡単で、これについてこれ以上言うを要しない。もし我々が『集団婚』という術語を、ここに『集団』という用語に付けられた意味を以つて用いるならば、それはすべての男が、または少くとも一集団の一世代のすべての男成員が、すべての女の、または少くとも他の集団の対応する世代のすべての女の夫であり、更にまた子供は集団の子供とされ、個々の親の子供とされない婚姻形態を現わすべきものである。だが、我々はそのような婚姻形態が存在する、あるいはかつて存在したという確実な証拠をもたないのである。

ここで私が考慮する余裕がない婚姻の多くの様相がある。読者はウェスターマートの『人類婚姻史』かヘースティング編『宗教倫理』百科辞典』の私の論文を参照されたい。私は、幼婚と略奪婚の二つの論題について簡単に述べておこう。幼婚は正統派ヒンズー教の慣行としてよく知られている。しかしメラネシア、そして世界のその他の地方に於ても行われている。この婚姻形態では、男は、老人といえども、嬰兒である娘と、またはまだ生れる前の娘と婚約し

または結婚する。この慣行は、しばしば一夫多妻婚、または嬰女殺しによつて生ずるような女の数の不足と結びついている。

メラネシアでは、これは共同体のすべての若い女が老人によつて独占されているという複雑な形態にほとんど確実によるものである。一方、トダ族のあいだでは、明白に嬰女殺しと関連しているとみられる。移住バンドに比較的になが少いということは、多分に人類移住の広く広まった特徴であり、そしてもし移住者が彼等自身のもつている数の女と結婚するだけならば、これは女の不足のもう一つの原因として、幼婚の必然的動機として働くであらう。これがヒンズー人の幼婚の本来の動機であつたということは確かである。

婚 約 の 様 式

婚姻はさまざまな方法で約束される。最も多く行われる慣行は、ある種類の財物を夫または妻に返礼として供与する慣行である。後者の場合には、この財物はふつう結納と呼ばれ、前の場合は婚引出または嫁の持参金とよばれる。

これが交叉従兄弟姉妹婚のような親族者と通婚する慣行である時には財物の授受がないことを指摘するのは大切なことであるが、正統的婚姻が行われず、そのほかのある女との婚姻があつた場合を除く。婚約のもう一つの様式は交換婚である。最も普通の様式は、兄

弟と姉妹が、姉妹と兄弟と婚姻する。この慣行は購婚と共存し得る。そしてある場合、これは婚姻支払に要する費用を省く手段にすぎないと信すべき理由がある。

またもう一つの様式は奉仕婚であり、よく知られている旧約聖書のヤコブの場合が好事例である。

いくつかの民族のあいだでは馳落婚が、社会制度であると認められるほど慣習的に行われる。すべての場合において、それは法外な結納あるいは老人による女の独占に付随するような婚姻にたいする障害にもとづくものとみられる。

私が述べる最後の様式は略奪婚であるが、これについて少し多く言わねばならない。というのは人間社会の歴史に関する推論のなかでとくにマクレンアンとロバートソン・スミスの著作のなかで、大きい部分を、不当に大きい部分を占めているからである。略奪婚についてのこれらの推論は、族外婚は部族の外での婚姻の慣行であつたとするマクレンアンの誤謬——これについて私はすでに本章で参照した——と結びついていた。他部族からの女の略奪は確かに存在したが、社会組織の諸形態、または婚姻の儀式的諸様相を決定するのに、なんらかの重要な役割をなしたとする証拠はない。これは略奪婚の想像される広い分布の証拠の大方が由来した模擬戦闘のようなこの儀式的諸様相によるのであるが、これらの慣行の多くは、違った解釈が可能であり、そしてある場合にはこの違った解釈が目立つのである。こうして、南インドでは、このような儀式的な戦闘で、花嫁の

交又従兄弟によつて主役がつとめられることは、交又従兄弟姉妹婚のかつての存在にみいだされるとする解釈にすこしの疑問もない。交又従兄弟以外の男が娘と婚姻するときに、その男は、しばしばある種の支払いによつて彼女の交又従兄弟を満足させ、模擬戦闘は殆んど確実に、彼の権利を確認する別の形式にすぎないことを私はすでに述べている。

老人の排他的な独占をさけるためにこの婚姻形態が行なわれたメラネシアの儀式的略奪婚についての同様な解釈を私は提出したのである。

註 (1) ウェスターマーク『人類婚姻史』 第二九章

(2) 同書 第三章 一九一頁

J・ロスコー『バンヤンコレ族』一九二三年刊二三頁
 (3) トーティン『人類学』 第四卷 六四四頁、六四六頁、六四八頁

訳注

この『婚姻』はW・H・R・RiversのSocial Organizationの第三章 Marriageの翻訳である。なお(一)は訳者による。

紹介

『熊本展望』 一九七六年

No. 5

特集・熊本バンド

△対談V熊本バンドをどうとらえるか

木下 順二
 大江志乃夫

.....

内村鑑三の書簡その他

蔵原 惟人

明治廿年代の横井時雄

上河 一之

「生産初歩」と肥後実学党

上田 穰一

ジェーンズと洋学校の男女共学

内山 幸子

.....

△資料篇▽

「生産初歩」

カピティン・ジェーンズ著

白川県洋学校生徒訳

その他

1976年6月 1日印刷
1976年6月10日発行

女性史研究 第2集

頒価 500 円
(送料 1冊 120円)

編集 家族史研究会

東京事務局 東京都中野区江古田4-28-5布村方
〒164 Tel 東京 (03)388-0474

熊本事務局 熊本市池田3-2-30 犬童方
〒860 Tel 熊本 (0963)54-6158
郵便振替口座・熊本13171
家族史研究会熊本事務局

発行 共同体社